

図書館要覧

令和6年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

◎ 開館時間及び休館日

開館時間	<p>≪総合図書館≫ 平日・土曜日 午前10時～午後8時（映像ホール：午前10時～午後10時） 日曜日・休日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後7時）</p> <p>≪分館（東図書館・早良南図書館を除く）≫ 午前10時～午後6時</p> <p>≪東図書館・早良南図書館≫ 午前9時～午後8時</p>
休館日	<p>≪総合図書館・分館（東図書館・早良南図書館を除く）≫ 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日及び休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日） 図書特別整理期間（不定）</p> <p>≪東図書館・早良南図書館≫ 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月3日） 図書特別整理期間（不定）</p>

◎ 図書の貸出

事項	個人貸出	団体貸出
登録条件	<p>【図書】 福岡都市圏内に居住、または福岡市内に 通勤・通学する者</p> <p>【電子書籍】 福岡市内に居住、または福岡市内に 通勤・通学する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者が明確であること ・本の保管場所があること ・会員数が大人と子ども合わせて 20人以上であること
貸出冊数	<p>【図書】 1人10冊以内</p> <p>【電子書籍】 1人3点以内</p>	1団体1,000冊までとし、実情に応じて決定する。
貸出期間	<p>【図書】 2週間以内</p> <p>【電子書籍】 2週間以内</p>	団体の希望に応じて3～6ヶ月
貸出方法	<p>【図書】 コンピューターによる貸出、分館と共通</p> <p>【電子書籍】 インターネット経由で情報端末を利用し閲覧</p>	配本車等による巡回配本

※ 表紙は、福岡市総合図書館外観

目 次

I. 沿革	1	V. 条例、関係規則等	46
II. 運営組織と予算	3	1 福岡市総合図書館条例	46
1 運営組織	3	2 福岡市総合図書館条例施行規則	51
2 予算	4	3 図書館法	61
III. 施設概要	5	4 学校図書館法	63
1 総合図書館の施設概要	5	5 著作権法（抜粋）	64
2 分館の施設概要	9	6 著作権法施行令（抜粋）	65
3 総合図書館及び分館の入館者数	10	7 公文書館法	65
4 総合図書館及び分館の開館日	10	8 博物館法（抜粋）	66
IV. 図書館活動	11	9 子どもの読書活動の推進に 関する法律	67
1 図書資料部門	11	10 文字・活字文化振興法	68
図書資料部門 （総合図書館）の概要	11	VI. 福岡市勢概要	70
図書資料部門 （分館）の概要	12	福岡市総合図書館新ビジョン	72
総合図書館・分館の 活動及び実績	13		
2 文書資料部門	30		
文書資料部門の概要	30		
文書資料部門の活動及び実績	32		
3 映像資料部門	35		
映像資料部門の概要	35		
映像資料部門の活動及び実績	36		
4 広報活動	40		
5 研究活動	40		
6 総合図書館の市民向け行事	41		
7 九州国連寄託図書館	42		
8 福岡市立点字図書館	43		
9 福岡市総合図書館運営審議会等	45		

Ⅰ. 沿革

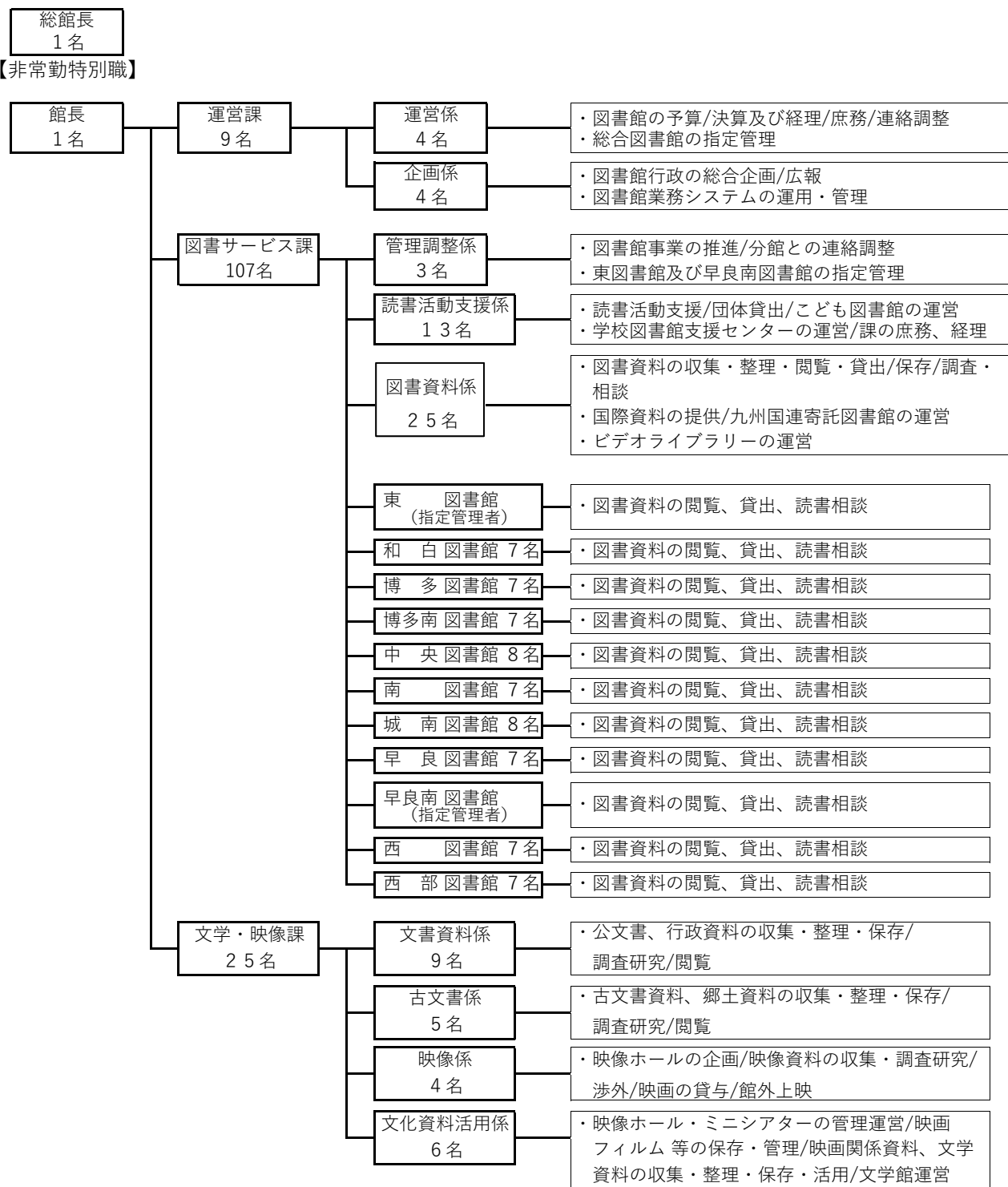
昭和	29.11.18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置、蔵書4,997冊で、主として小・中・高校生の館内利用開始
	29.12.1	移動図書館車「青い鳥号」購入、周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
	34.8.1	「青い鳥号」による貸出方式を、個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
	46.5.5	市立少年文化会館（旧・市立少年科学文化会館）開設に伴い、少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
	47.2.1	福岡市総合計画により、市民図書館の建設、各区に市民センター建設の方針決定
	49.10.31	旧博多プレイランドの施設を転用し、図書館として51年度に開館する方針決定
	51.5.30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
	52.7.16	東市民センター開館、図書室の利用開始
	53.7.22	南市民センター開館、図書室の利用開始
	55.3.23	中央市民センター開館、図書室の利用開始
	5.5	福岡市民図書館にこども図書館開館
	56.7.1	図書の貸出、返却に電算機導入
	57.2.14	西市民センター（現・早良市民センター）開館、図書室の利用開始
	58.8.26	博多市民センター開館、図書室の利用開始
	59.4.1	福岡市民図書館保存書庫整備
	8.1	城南市民センター開館、図書室の利用開始
	63.1.1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
	3.1	新たに西市民センター開館、図書室の利用開始、全区に市民センター図書室が揃う
	10.25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成	元.7.20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
	2.2.27	福岡市新図書館基本構想答申
	3.1.31	福岡市新図書館基本計画答申
	10.27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
	7.7.5	新図書館竣工
	12.1	新図書館の開館準備のため、福岡市民図書館休館
	8.4.1	福岡市総合図書館設置、各市民センター図書室の分館化、総合図書館オンラインシステムの稼働
	6.29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
	10.7.1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
	11.1.5	障がい者への図書郵送貸出サービス開始
	7.15	福岡市総合図書館ホームページ開設
	12.1.30	博多南図書館開館
	12.27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
	13.3.2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
	4.1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
	14.5.25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
	10.1	福岡工業大学附属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
	15.8.9	和白図書館開館
	11.27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
	16.5.1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
	10.1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
	17.4.1	福岡女子大学附属図書館と相互貸借開始
	18.4.1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
	11.1	福岡大学図書館と相互貸借開始

平成	19. 4. 1	新図書館システムの稼働、I C タグの導入 自動貸出機を福岡市総合図書館に2台、各9分館に1台設置、全分館にB D S の設置
	10.10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
	22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
	7.20	西部図書館開館
	8.10	情報プラザ、地下鉄博多駅、別府駅に図書返却ポスト設置
	24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル、地下鉄西新駅（令和5.2.28閉鎖）、早良区入部出張所に図書返却ポスト設置 有料宅配サービスの開始
	10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
	25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に2台、各10分館に1台設置
	26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
	4. 2	福岡市無料公衆無線L A Nサービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
	6.20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
	11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
	27. 2.26	議会図書室への図書貸出開始
	4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始 学校図書館支援センター開設、本格運用開始
	28. 4. 1	福岡市総合図書館に指定管理者制度を導入し、建物の管理・運営開始 福岡市総合図書館の開館時間を1時間拡大 国立病院機構九州がんセンターに図書返却ポスト設置
	5.20	S N S 及びメールマガジンによる情報配信サービス開始
	6. 4	東図書館移転開館、指定管理者制度を導入し、管理・運営開始 東図書館の開館時間を3時間拡大し、開館日数も拡大（原則月曜休館を廃止） 福岡市科学館にて貸出・返却サービス開始
令和	2. 8. 2	アイランドシティセンターマークスゲートに図書返却ポスト設置
	3. 3. 3	福岡市電子図書館開館
	4. 1	アジア映画等貸与事業開始
	11.6	早良南図書館に指定管理者制度を導入し、管理・運営開始
	4.8.27	南図書館改築開館
	5.3.14	公衆無線L A Nサービス「図書館W i - F i」供用開始
	3.29	データ連携基盤「ふくおかサポート」のサービスとして「デジタル貸出カード」開始
	8. 3	地下鉄西新駅に図書返却ポスト設置

II. 運営組織と予算 (令和6年4月1日現在)

1 運営組織

(1) 組織図及び分掌事務



【総合図書館指定管理者】

- ・よかたい図書館同事業体〔東洋ビル管理(株)、西鉄ビルマネジメント(株)、九州メンテナンス(株)〕
- ・指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

【東図書館指定管理者】

- ・東図書館管理運営共同企業体〔(株)紀伊國屋書店、(株)日比谷花壇〕
- ・指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

【早良南図書館指定管理者】

- ・(株)図書館流通センター
- ・指定期間：令和3年11月6日～令和8年3月31日

(2) 職員配置

(単位:人)

区 分	総合図書館	分 館	合 計
一般職員	33 (1)	7 (0)	40 (1)
会計年度任用職員	44 (35)	56 (45)	100 (80)
合 計	77 (36)	63 (45)	140 (81)

※()内は、司書資格者の内数

【内訳】

	総 合 図 書 館					
	総館長	館長	運営課	図書サービス課	文学・映像課	計
職員数	1	1	9	42 (28)	24 (8)	77 (36)

	分 館											
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	早良南	西	西部	計
職員数	-	7 (5)	7 (5)	7 (5)	8 (5)	6 (5)	8 (5)	6 (5)	-	7 (5)	7 (5)	63 (45)

※()内は、司書資格者の内数

※東、早良南図書館は、指定管理者が職員を配置

2 予算

(千円)

歳 出	歳 入 内 訳		
2,376,798	特定財源		一般財源
	地方債	その他	
	503,000	58,048	1,815,750

歳出内訳

(千円)

事 項	金 額
1 給与費等	724,021
2 管理運営費	715,109
一般管理費	143,166
施設管理費	300,182
分館運営費	254,163
映像機器の更新	7,105
学校図書館支援センター運営費	315
電子図書館推進事業	10,178
3 主催事業費	3,982
講座等経費	796
映像企画事業等経費	512
アジア映画等貸与事業	1,535
子ども読書活動の推進	1,139
4 資料収集経費	103,195
図書購入費	73,487
図書整理費	21,828
文書資料整理等経費	6,788
映像資料収集保存等経費	1,092
5 図書利用サービス費	93,747
一般利用サービス費	87,804
団体貸出運営費	5,943
6 国連寄託図書館経費	74
国連寄託図書館運営費	74
7 文学館費	3,910
文学館管理運営費	2,374
文学館事業費	1,536
8 施設整備費	732,760
総合図書館施設整備費	676,316
図書館分館整備事業	56,444
合 計	2,376,798

Ⅲ. 施設概要

1 総合図書館の施設概要

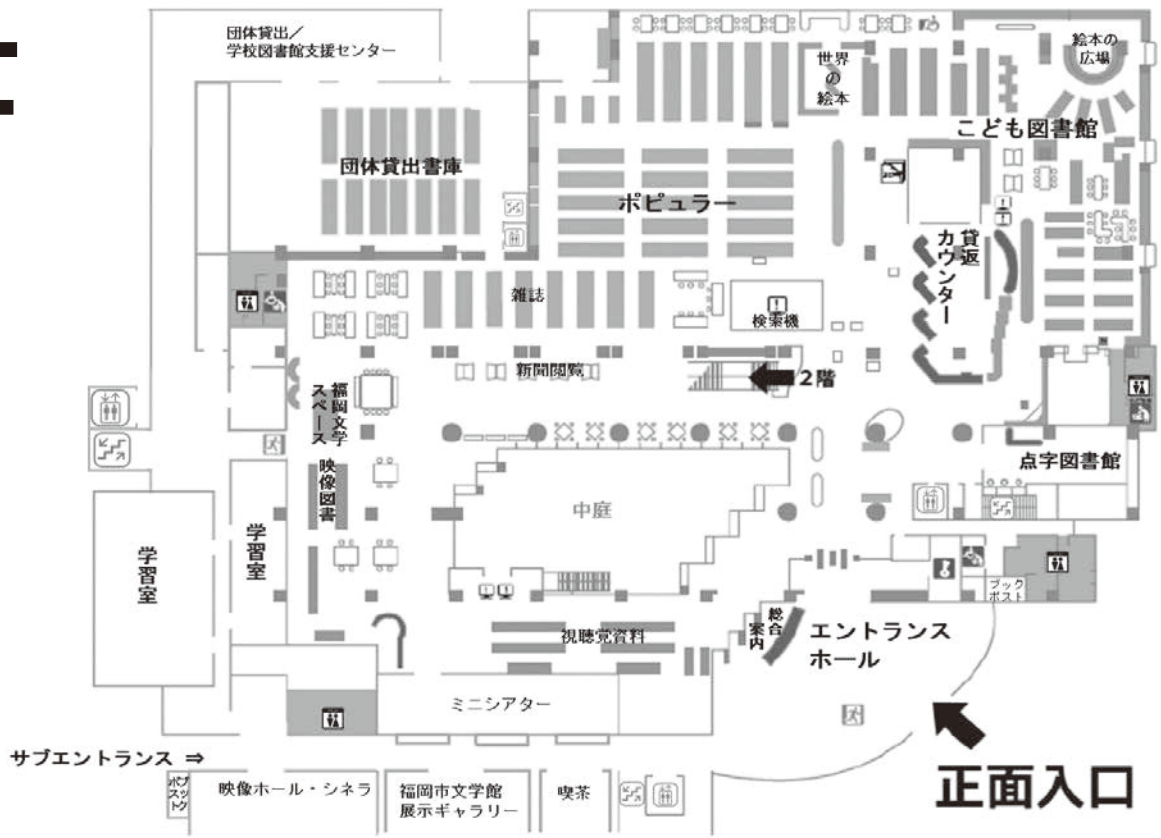
所在地	福岡市早良区百道浜3丁目7番1号	電話	092-852-0600
敷地面積	19,818㎡	F A X	092-852-0609
延床面積	24,120㎡	開館日	平成8年6月29日
構造	鉄筋コンクリート造・地上5階建		

施設内容等

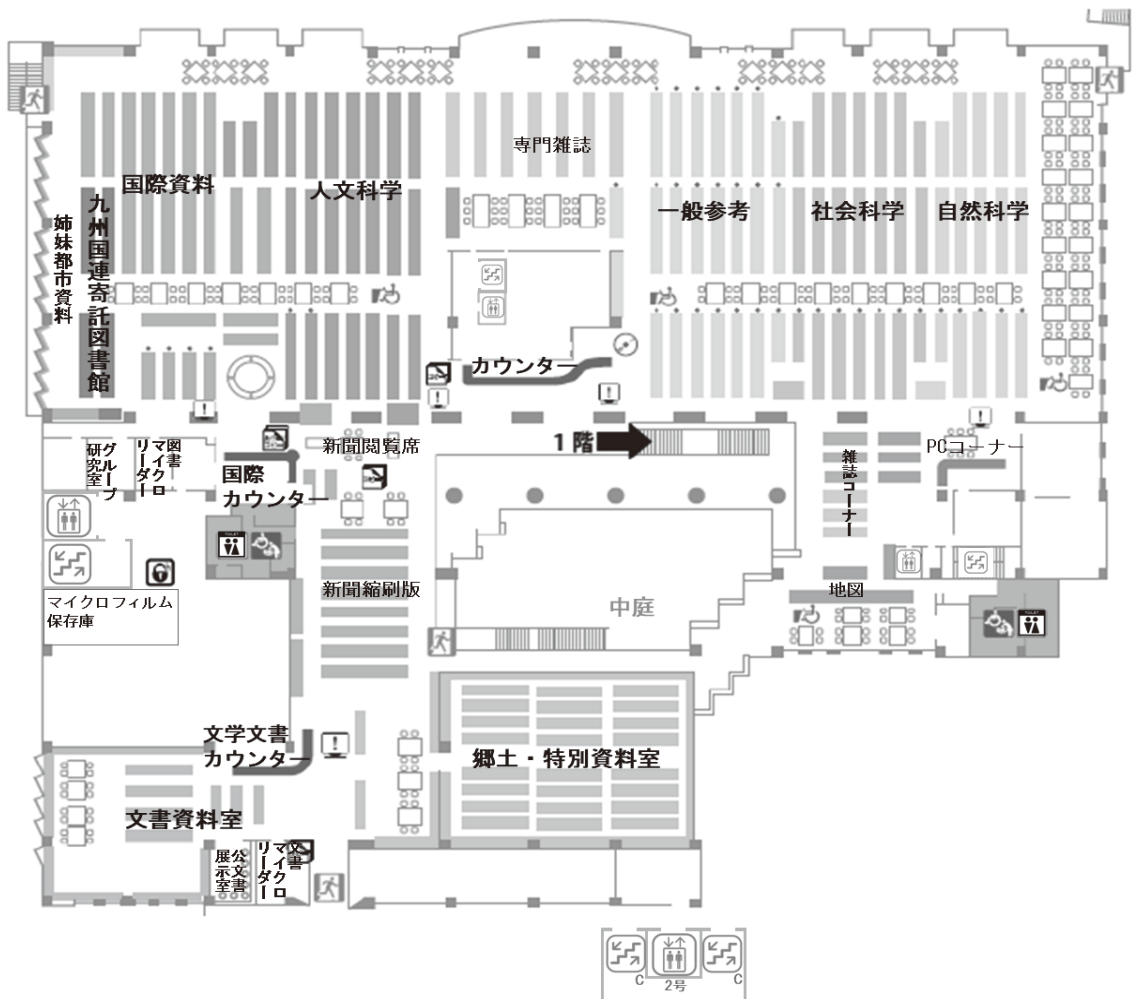
区 分		階	面積(㎡)	説 明	
図 書 資 料 部 門	ポピュラー資料部門	1	2,336	小説、文庫本、実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター	
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本、 紙芝居などを排架	
	点字図書館			点字図書等の貸出、対面朗読サービス	
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用（174席）	
	ビデオライブラリー	1	885	ビデオ、CD等の排架及び貸出・返却	
	ビデオ・CD書庫	1	140	ビデオ、CD等の書庫	
	主題別部門	2	4,068	自然科学、社会科学等のレファレンス 国際資料部門、九州国連寄託図書館	
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用	
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧	
	小 計		7,830		
	団 体 貸 出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却 学校図書館支援センター
		団体貸出室	1	143	
		文庫連絡室	1	35	
		車庫	1	119	
	小 計		717		
	図 書 保 存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用
		書庫出納室	4	30	最大120万冊保存
通常書庫		4	2,001		
集密書庫		4	690		
小 計		3,181			
収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理		
計		12,141			

区 分		階	面積(m ²)	説 明	
文 書 資 料 部 門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示	
	福岡文学スペース	1	73	福岡ゆかりの文学資料や文芸同人誌、 文学館発行の展示図録などを排架	
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフ ィルム閲覧	
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料、 アジア文化賞関係図書、 福岡ゆかりの文学資料等を排架	
	保 存 ス ペ ー ス	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書、古文書資料、郷土資料、新聞 資料等のマイクロフィルム保存
		文書資料書庫B	2	244	行政資料を保存
		福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		文書資料収蔵庫2	3	125	公文書を保存
		文書資料書庫A	4	406	公文書を保存
		文書資料収蔵庫1	4	377	古文書資料等を保存
		貴重書庫	4	118	古文書資料等を保存
		小 計		1,403	
	文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理	
	文書資料整理室	3	237	公文書、古文書資料等の収集・整理	
計		2,806			
映 像 資 料 部 門	映像ホール	1	932	定員246、16ミリ、35ミリ映写機、 ビデオプロジェクター	
	ミニシアター	1	133	定員50、16ミリ映写機、 ビデオプロジェクター	
	試写室	3	144	映像資料の試写室、調整室、	
	映像スタジオ	3	99	デジタルアーカイヴ	
	フィルム収蔵庫	3	236	恒温恒湿（温度5度、湿度40%）	
	映像資料室	3	73	映像関係資料の保存	
	映像機材庫	3	33	映像関係機材の保存	
	アジア映画資料室	3	73	アジア映画関係資料の保管	
	映像資料整理室	3	227	映像資料の収集・整理	
計		1,950			
共 通	エントランスホール	1	498		
	会議室	3	370	第1会議室150席・第2会議室48席	
	事務室等	3	1,398	各部門の事務室等	
	電算室等	3	201	電算室・入力室・帳票保管庫	
	点字図書館事務室等	3	143	事務室、録音室	
	その他		4,613		
計		7,223			
合 計		24,120			

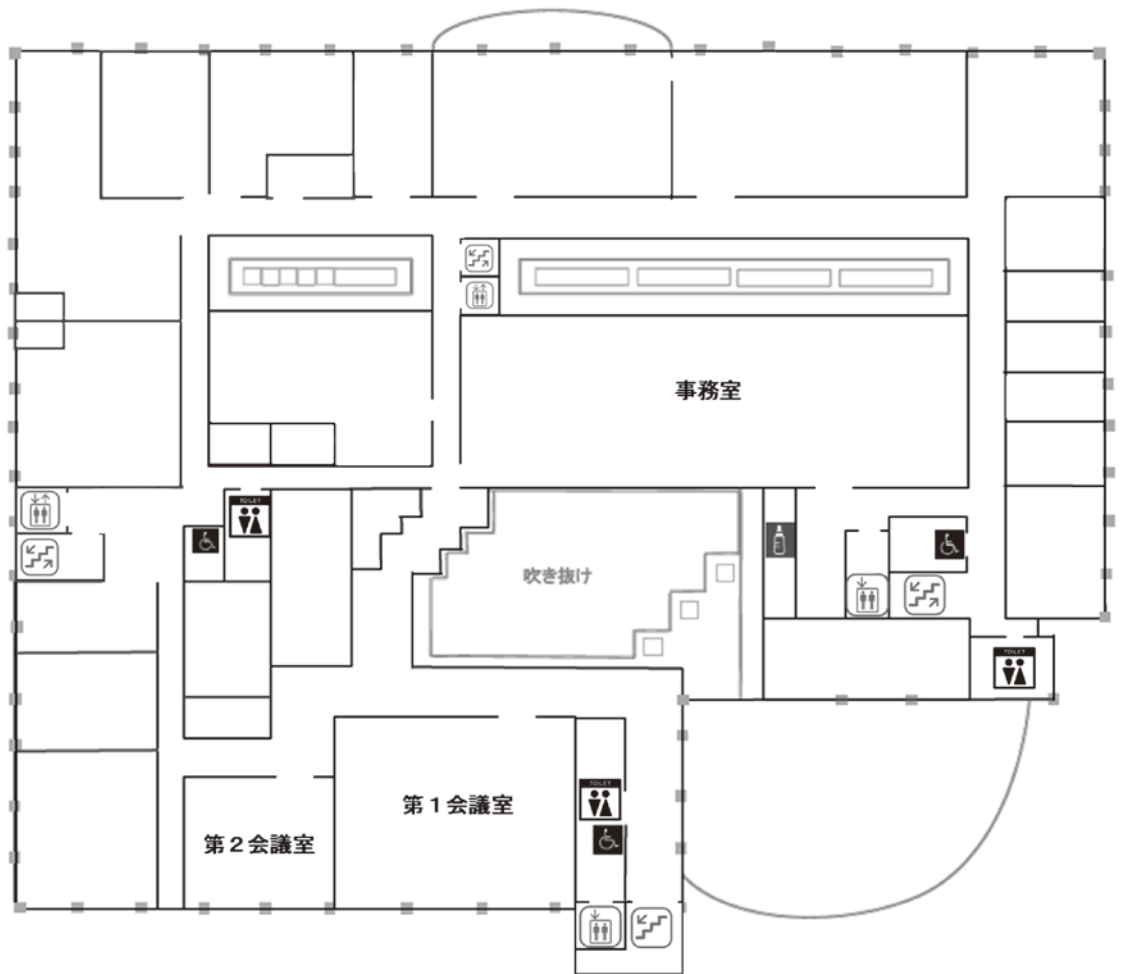
1F



2F



3F



2 分館の施設概要

東図書館	〒813-0044 福岡市東区千早4丁目21番45号 なみぎスクエア内 TEL(092)674-3982 FAX(092)674-3973 昭和52年7月16日開館(平成28年6月4日現在地へ移転開館) /753㎡(1階) (鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建一部4階建、延11,566㎡)
和白図書館	〒811-0213 福岡市東区和白丘1丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館 /644㎡(4階) (鉄筋コンクリート造6階建、延4,924㎡)
博多図書館	〒812-0015 福岡市博多区山王1丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館 /541㎡(3階) (鉄筋コンクリート造5階建、延4,123㎡)
博多南図書館	〒812-0883 福岡市博多区南本町2丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館 /563㎡(2階) (鉄筋コンクリート造11階建、延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡)
中央図書館	〒810-0042 福岡市中央区赤坂2丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館 /486㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建、延3,406㎡)
南図書館	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館(令和4年8月27日改築開館) /540㎡(1階) (鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建一部4階建、延6,581㎡)
城南図書館	〒814-0142 福岡市城南区片江5丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館 /562㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延4,068㎡)
早良図書館	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号 早良市民センター内 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841 昭和57年2月14日開館 /520㎡(2階) (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建、延4,099㎡)
早良南図書館	〒814-0176 福岡市早良区四箇田団地9番1号 早良南地域交流センター内 TEL(092)400-0690 FAX(092)400-0691 令和3年11月6日開館 /665㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延5,182㎡)
西図書館	〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4番39号 西市民センター内 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895 昭和63年3月1日開館 /453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延5,208㎡)
西部図書館	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884 平成22年7月20日開館 /610㎡(2階) (鉄筋コンクリート造3階建、延9,958㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

3 総合図書館及び分館の入館者数

	令和5年度	令和4年度
総合図書館	639千人	576千人
東図書館	388千人	377千人
和白図書館	100千人	94千人
博多図書館	80千人	82千人
博多南図書館	86千人	88千人
中央図書館	144千人	146千人
南図書館	168千人	102千人
城南図書館	181千人	182千人
早良図書館	124千人	116千人
早良南図書館	185千人	170千人
西図書館	154千人	151千人
西部図書館	129千人	125千人

4 総合図書館及び分館の開館日

	令和5年度	令和4年度
総合図書館	291日	288日
東図書館	340日	338日
和白図書館	290日	287日
博多図書館	290日	287日
博多南図書館	270日	287日
中央図書館	290日	287日
南図書館	290日	164日
城南図書館	290日	287日
早良図書館	290日	287日
早良南図書館	340日	338日
西図書館	290日	287日
西部図書館	289日	286日

* 南市民センターの大規模改修工事に伴う、南図書館の長期休館

令和3年1月5日から令和4年8月26日まで

* 博多南地域交流センターの空調設備更新工事に伴う、博多南図書館の長期休館

令和6年2月29日から令和6年10月末まで

IV. 図書館活動

1 図書資料部門

図書資料部門（総合図書館）の概要

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

ア 本市の図書館ネットワーク全体を統括するセンター機能

イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能

ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市図書館の中央館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

ア 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実に努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

イ 貸出・返却サービスの充実

交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内11カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施する。

また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行う。

ウ レファレンスサービスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。

エ 読書普及活動

読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。

オ 団体貸出

地域文庫をはじめとする地域団体、放課後児童クラブや学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。

カ 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。

キ 学校図書館への支援

学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
貸出・返却拠点等の整備	図書館利用者の利便性向上を図るため、図書の貸出・返却拠点の設置について検討し、設置に向けた諸調整を行う。	通年
青少年の読書推進	青少年の読書を推進するために、ヤングアダルト向け資料の充実や関係団体と連携したビブリオバトルなどのイベントの実施に取り組む。	通年
子どもの読書活動推進	おはなし会や12月の絵本月間など年間を通して子どもと本をつなぐ機会の提供に取り組む。 学校図書館支援センターにおいて、学校からの相談対応、要請と計画による訪問、学校と連携した動画資料「小学生読書リーダー養成講座」の配信による子ども読書リーダーの養成に取り組む。 公民館と連携し、スタンバード文庫の活用を進める。 保護者(予定含む)等を対象に、本の読み方や本の選び方など、すぐに実践できる体験的な講座を実施し、子どもの読書活動の関心と理解を深める。	通年
こども図書館の環境整備	子ども達が、本を借りる、調べ物をする、情報を集める、新しい知識を学ぶなど、図書館の司書とも関わりながら、主体的に読書活動が行えるように、こども図書館の施設整備及び図書資料の充実を進める。	通年
課題解決支援の充実	ビジネス支援や行政情報、医療関連情報などの情報提供を行うため、関係機関と連携し課題解決支援の充実を図る。	通年

図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

(1) 総合図書館との連携

ア 図書の選定及び購入の一体化

(ア) 収集方針に基づき、各館・部門において選定

(イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

イ サービス方法の一体化

(ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）

(イ) 図書の相互貸借による効率的利用

(ウ) レファレンス業務の有機的連携

(エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

ウ 各種読書行事の共同開催

エ 連絡会、研修会等の開催

オ 配本車を毎日運行

(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の収集状況

ア 図 書

区 分			令和5年度収集			除籍等	令和5年度末 蔵書冊数	
			購入	寄贈等	計			
総合 図書館	一般	一般図書	3,709	880	4,589	11,243	715,722	
		参考図書	314	79	393	61	69,180	
		国際資料	400	268	668	5	80,558	
		郷土資料	311	333	644	0	105,921	
		小 計	4,734	1,560	6,294	11,309	971,381	
	こども	児童研究資料	188	39	227	38	31,144	
		児童図書	1,192	226	1,418	1,385	107,227	
		小 計	1,380	265	1,645	1,423	138,371	
	団体 貸出	一般図書	690	27	717	140	54,007	
		児童図書	1,632	17	1,649	1,848	131,009	
		小 計	2,322	44	2,366	1,988	185,016	
	計			8,436	1,869	10,305	14,720	1,294,768
	東	一般図書	801	270	1,071	652	52,681	
		児童図書	525	140	665	182	23,698	
小 計		1,326	410	1,736	834	76,379		
和白	一般図書	757	149	906	1,427	57,151		
	児童図書	389	51	440	159	24,615		
	小 計	1,146	200	1,346	1,586	81,766		
博多	一般図書	647	170	817	959	42,669		
	児童図書	446	73	519	399	21,410		
	小 計	1,093	243	1,336	1,358	64,079		
博多南	一般図書	823	44	867	1,156	48,553		
	児童図書	383	23	406	301	27,762		
	小 計	1,206	67	1,273	1,457	76,315		
中央	一般図書	800	102	902	1,582	44,213		
	児童図書	421	53	474	536	20,000		
	小 計	1,221	155	1,376	2,118	64,213		
南	一般図書	780	153	933	964	45,018		
	児童図書	386	61	447	360	18,168		
	小 計	1,166	214	1,380	1,324	63,186		
城南	一般図書	624	88	712	701	46,133		
	児童図書	505	22	527	327	19,605		
	小 計	1,129	110	1,239	1,028	65,738		
早良	一般図書	628	163	791	1,415	40,906		
	児童図書	476	20	496	521	20,525		
	小 計	1,104	183	1,287	1,936	61,431		
早良南	一般図書	724	100	824	88	44,668		
	児童図書	466	43	509	43	17,486		
	小 計	1,190	143	1,333	131	62,154		
西	一般図書	691	101	792	826	42,638		
	児童図書	428	36	464	289	17,837		
	小 計	1,119	137	1,256	1,115	60,475		
西部	一般図書	683	63	746	887	52,930		
	児童図書	394	50	444	148	17,789		
	小 計	1,077	113	1,190	1,035	70,719		
分館計			12,777	1,975	14,752	13,922	746,455	
合 計			21,213	3,844	25,057	28,642	2,041,223	

(単位：冊)

区 分		令和4年度末 蔵書冊数	令和3年度末 蔵書冊数	令和2年度末 蔵書冊数	令和元年度末 蔵書冊数	
総合 図書 館	一般	一般図書	722,376	724,605	732,214	737,293
		参考図書	68,848	68,427	68,167	67,768
		国際資料	79,895	79,019	78,321	77,396
		郷土資料	105,277	104,713	103,979	103,062
		小 計	976,396	976,764	982,681	985,519
	こども	児童研究資料	30,955	30,841	30,504	30,042
		児童図書	107,194	107,151	108,381	110,805
		小 計	138,149	137,992	138,885	140,847
	団体 貸出	一般図書	53,430	53,463	52,983	52,318
		児童図書	131,208	134,549	135,741	137,209
		小 計	184,638	188,012	188,724	189,527
	計		1,299,183	1,302,768	1,310,290	1,315,893
	東	一般図書	52,262	51,745	50,892	49,135
児童図書		23,215	22,880	22,450	22,183	
小 計		75,477	74,625	73,342	71,318	
和白	一般図書	57,672	57,055	56,540	56,974	
	児童図書	24,334	24,133	23,960	23,847	
	小 計	82,006	81,188	80,500	80,821	
博多	一般図書	42,811	43,621	43,900	45,663	
	児童図書	21,290	21,394	21,073	21,227	
	小 計	64,101	65,015	64,973	66,890	
博多南	一般図書	48,842	48,071	48,645	48,562	
	児童図書	27,657	27,255	27,439	27,191	
	小 計	76,499	75,326	76,084	75,753	
中央	一般図書	44,893	44,410	46,240	45,652	
	児童図書	20,062	19,755	19,819	19,487	
	小 計	64,955	64,165	66,059	65,139	
南	一般図書	45,049	44,277	43,367	44,928	
	児童図書	18,081	17,671	17,366	17,941	
	小 計	63,130	61,948	60,733	62,869	
城南	一般図書	46,122	45,973	46,385	45,946	
	児童図書	19,405	19,194	19,076	18,777	
	小 計	65,527	65,167	65,461	64,723	
早良	一般図書	41,530	43,075	43,429	43,665	
	児童図書	20,550	20,791	20,799	20,518	
	小 計	62,080	63,866	64,228	64,183	
早良南	一般図書	43,932	43,192	18,567	0	
	児童図書	17,020	16,510	11,944	0	
	小 計	60,952	59,702	30,511	0	
西	一般図書	42,672	42,706	42,565	41,896	
	児童図書	17,662	17,356	17,328	17,210	
	小 計	60,334	60,062	59,893	59,106	
西部	一般図書	53,071	52,750	53,176	53,515	
	児童図書	17,493	17,209	17,291	17,143	
	小 計	70,564	69,959	70,467	70,658	
分館計		745,625	741,023	712,251	681,460	
合 計		2,044,808	2,043,791	2,022,541	1,997,353	

イ 逐次刊行物収集一覧（令和6年4月1日現在）

（単位：種）

区分	購入						その他の寄贈	
	雑誌		新聞		法令集 追録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総合	417	39	36	10	6	2	441	9
東	72	-	7	-	-	-	5	7
和白	83	-	8	-	-	-	4	7
博多	52	-	6	-	-	-	3	4
博多南	67	-	6	-	-	-	2	5
中央	48	-	6	-	-	-	6	5
南	64	-	6	-	-	-	7	3
城南	60	-	6	-	-	-	4	5
早良	53	-	6	-	-	-	3	6
早良南	59	-	6	-	-	-	2	-
西	53	-	6	-	-	-	2	5
西部	56	-	7	-	-	-	3	7

ウ マイクロフィルム（令和6年4月1日現在）

（単位：巻）

新聞	雑誌	明治期 刊行図書	官報	一般資料	計
6,184	53	16,358	1,079	722	24,396

エ オンラインデータベース（令和6年4月1日現在）

タイトル数 7種類

(2) 資料の利用状況

ア 個人登録者数

（単位：人）

区分	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	一般	児童・生徒	計	一般	児童・生徒	計	一般	児童・生徒	計
総合	107,027	19,915	126,942	100,537	19,455	119,992	189,269	23,842	213,111
東	40,154	9,178	49,332	37,099	8,901	46,000	44,493	9,278	53,771
和白	11,922	2,125	14,047	11,197	2,104	13,301	21,001	2,819	23,820
博多	13,690	2,673	16,363	12,638	2,583	15,221	21,982	3,353	25,335
博多南	11,527	3,025	14,552	10,759	2,934	13,693	20,674	3,776	24,450
中央	21,913	2,851	24,764	20,492	2,764	23,256	33,077	3,318	36,395
南	22,819	5,016	27,835	20,221	4,621	24,842	36,690	5,569	42,259
城南	18,464	4,483	22,947	17,382	4,426	21,808	30,837	5,446	36,283
早良	10,858	2,448	13,306	10,209	2,397	12,606	16,849	2,873	19,722
早良南	4,081	1,625	5,706	2,993	1,199	4,192	1,628	680	2,308
西	20,008	4,136	24,144	18,830	4,094	22,924	32,529	5,197	37,726
西部	14,408	3,880	18,288	13,374	3,861	17,235	19,468	4,644	24,112
分館計	189,844	41,440	231,284	175,194	39,884	215,078	279,228	46,953	326,181
デジタル	843	80	923	127	1	128	-	-	-
アミカス	5,714	656	6,370	5,275	638	5,913	6,906	646	7,552
合計	303,428	62,091	365,519	281,133	59,978	341,111	475,403	71,441	546,844

※デジタルとは、ふくおかサポートを利用した新規のデジタル貸出カードの登録をいう。

イ 個人貸出冊数

(単位：冊、%)

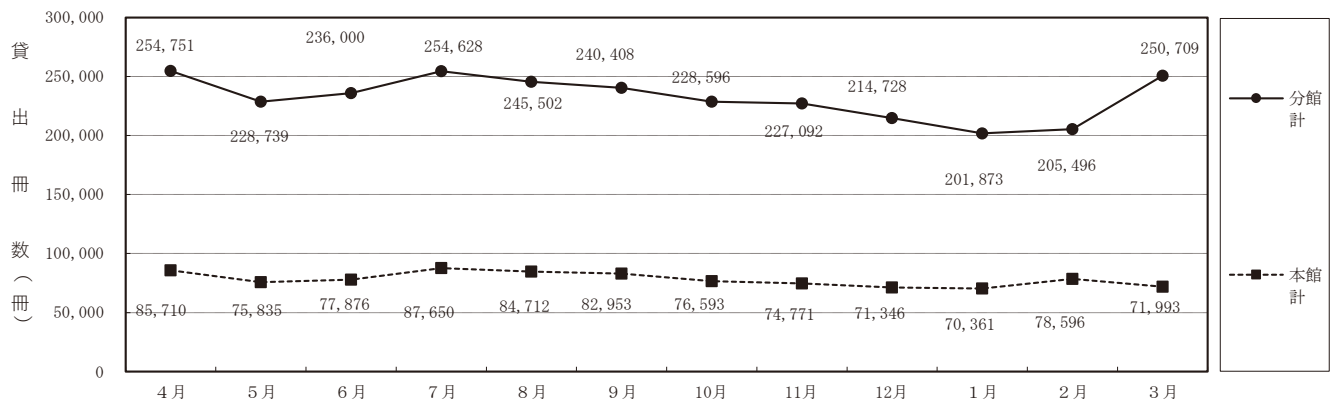
区分	令和5年度			自動貸出機		令和4年度	令和3年度	令和2年度
	一般書	児童書	計	利用冊数	割合			
総合	610,471	327,925	938,396	440,609	47.0%	991,177	941,403	931,291
東	315,224	208,029	523,253	240,394	45.9%	537,730	433,446	450,200
和白	88,806	45,214	134,020	76,931	57.4%	137,652	118,489	126,369
博多	74,393	61,013	135,406	70,593	52.1%	157,348	156,332	134,226
博多南	72,790	51,701	124,491	58,220	46.8%	141,416	125,861	118,994
中央	170,464	83,448	253,912	99,439	39.2%	273,184	234,826	241,988
南	175,723	134,702	310,425	135,102	43.5%	184,237	0	180,612
城南	171,183	108,182	279,365	136,052	48.7%	302,281	277,269	290,953
早良	127,687	70,185	197,872	81,561	41.2%	193,467	131,449	177,208
早良南	198,473	159,548	358,021	249,805	69.8%	341,407	132,609	0
西	173,008	92,684	265,692	110,859	41.7%	277,825	231,763	256,109
西部	121,246	84,819	206,065	119,759	58.1%	216,751	181,573	209,544
分館計	1,688,997	1,099,525	2,788,522	1,378,715	49.4%	2,763,298	2,023,617	2,186,203
アミカス・科学館	121,850	36,092	157,942	0	0.0%	168,943	143,065	134,045
合計	2,421,318	1,463,542	3,884,860	1,819,324	46.8%	3,923,418	3,108,085	3,251,539

ウ 個人貸出利用者数

(単位：人)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総合	258,717	267,616	250,124	244,364	301,590
東	165,394	164,895	130,255	136,136	167,885
和白	40,009	39,390	31,828	34,987	45,813
博多	37,414	42,467	39,954	36,200	40,040
博多南	35,578	39,405	34,294	34,414	41,386
中央	85,637	90,227	74,174	77,166	91,371
南	85,776	48,802	0	49,197	85,546
城南	77,816	81,548	73,179	77,966	94,988
早良	69,331	67,038	43,984	59,236	73,255
早良南	88,264	83,979	32,836	0	0
西	90,719	93,229	75,858	83,791	101,881
西部	62,646	64,560	51,430	59,473	77,126
分館計	838,584	815,540	587,792	648,566	819,291
アミカス・科学館	71,851	73,595	59,658	56,930	58,003
合計	1,169,152	1,156,751	897,574	949,860	1,178,884

エ 月別貸出冊数の推移(令和5年度)

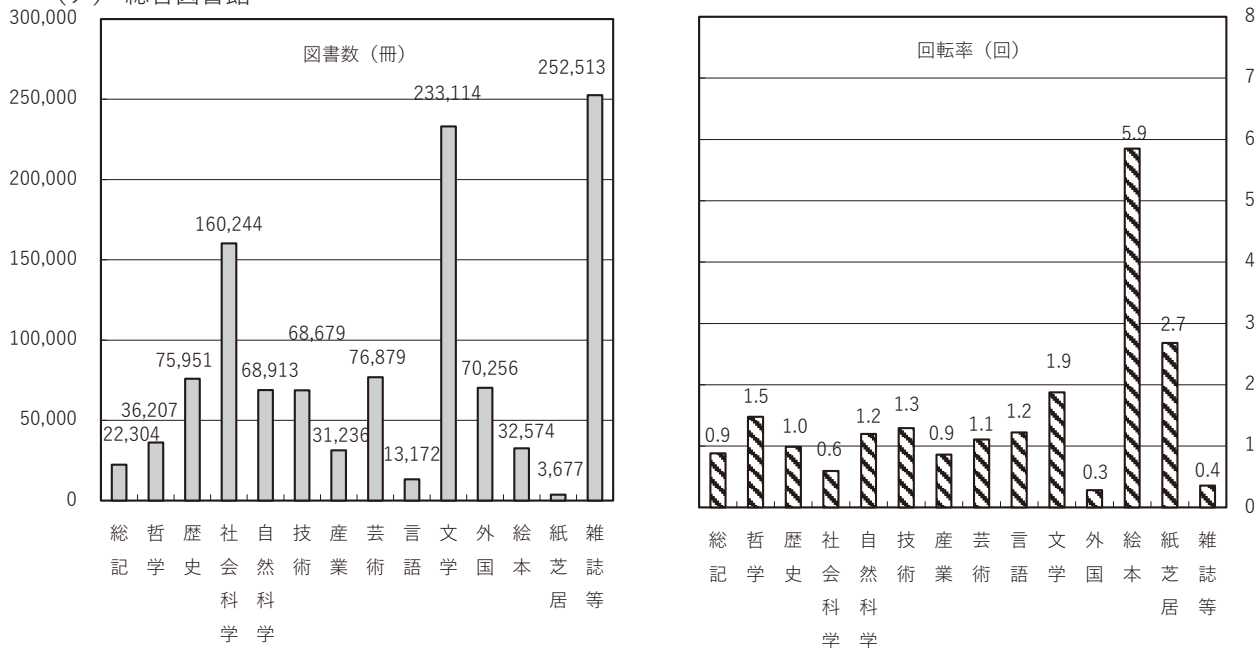


※ 図書特別整理期間 : 令和6年 1月23日から 1月30日 東、早良南図書館
 (月曜休館日を含む) 令和6年 2月 5日から 2月13日 南、早良、西部図書館
 令和6年 2月19日から 2月27日 和白、博多、中央、城南、西図書館
 令和6年 3月 4日から 3月11日 総合図書館

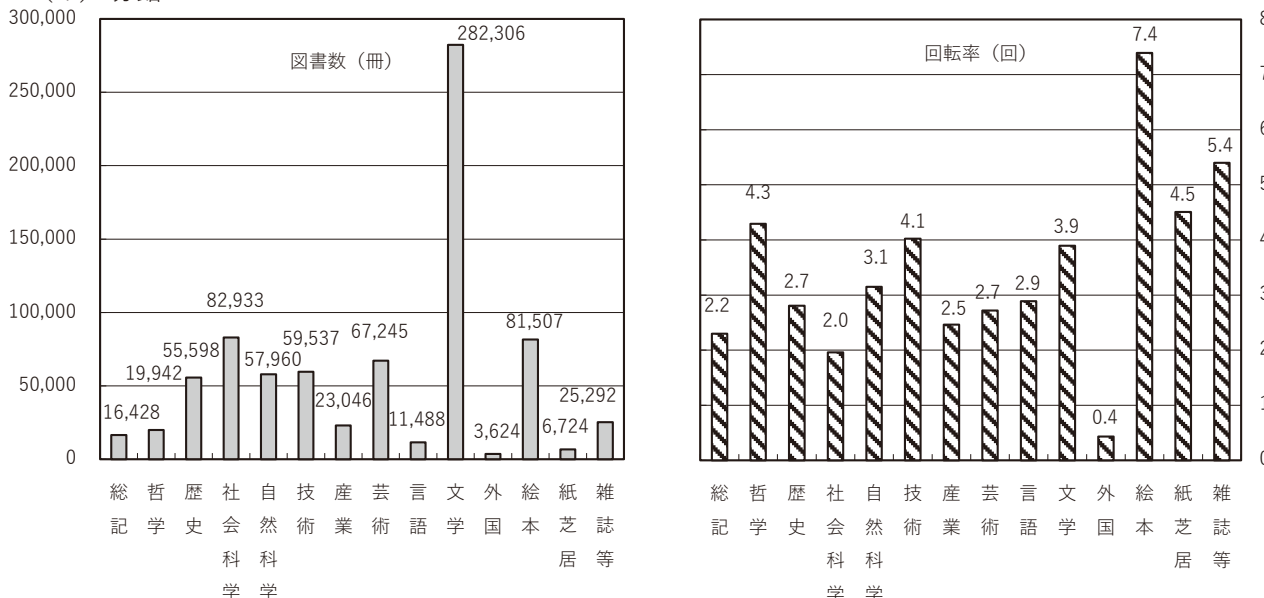
※ 博多南地域交流センターの空調設備更新工事に伴い、博多南図書館は令和6年2月29日から令和6年10月末までの間長期休館

オ 貸出可能図書分類別利用状況(令和5年度)

(ア) 総合図書館



(イ) 分館



カ 福岡市電子図書館

インターネットを通じて、パソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができる電子図書館を令和3年3月3日に開館した。

利用対象者は、福岡市内に在住している人、又は福岡市内に通勤、通学している人で、有効な総合図書館貸出カードを持っている人である。

○電子書籍の利用状況等（各年度：3月31日現在）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸出人数	20,762 人	20,110 人	20,715 人
貸出点数	32,280 点	30,094 点	31,197 点
コンテンツ数	11,737 点	10,852 点	9,643 点

キ 予約（リクエスト）サービス

（ア）館別予約冊数

（単位：冊）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総 合	194,730	208,193	244,620	165,384	161,614
東	162,554	160,951	131,057	129,105	127,998
和 白	31,693	30,788	23,218	25,567	27,278
博 多	36,385	40,471	39,929	33,790	32,571
博多南	30,977	38,608	33,041	30,429	32,639
中 央	98,973	104,968	85,959	85,618	84,375
南	84,787	45,931	7	48,290	74,017
城 南	78,409	86,514	78,297	75,848	77,946
早 良	68,504	64,350	40,215	56,436	59,321
早良南	46,366	41,701	14,284	-	-
西	100,973	103,832	85,357	91,673	94,314
西 部	57,411	58,398	46,181	50,619	54,987
分 館 計	797,032	776,512	577,545	627,375	665,446
アミカス・科学館	136,558	141,073	113,915	109,478	98,188
合 計	1,128,320	1,125,778	936,080	902,237	925,248

（イ）方法別予約冊数

（単位：冊）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
インターネット	977,271	976,196	809,493	760,157	735,618
館内検索機（OPAC）	66,507	65,814	52,187	57,865	84,046
リクエストカード・電話	84,542	83,768	74,400	84,215	105,584
合 計	1,128,320	1,125,778	936,080	902,237	925,248

（ウ）WebOPAC検索件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
アクセス件数	646,329	692,610	700,205	717,088	860,606

※インターネットからの蔵書検索回数

ク 相談事務

(単位：件)

区 分		総合図書館			分 館	合 計
		主題別 部 門	ポピュラー 部 門	こども 図書館		
レファレンス	窓 口	14,185	10,552	6,268	24,484	55,489
	電 話	8,207	0	25	6,872	15,104
	文 書	7	0	0	0	7
	メール	88	0	4	0	92
	小 計	22,487	10,552	6,297	31,356	70,692
利用案内	窓 口	9,712	15,080	3,049	34,551	62,392
	電 話	3,265	4,361	21	15,804	23,451
	文 書	0	0	0	0	0
	メール	23	0	0	0	23
	小 計	13,000	19,441	3,070	50,355	85,866
合 計	窓 口	23,897	25,632	9,317	59,035	117,881
	電 話	11,472	4,361	46	22,676	38,555
	文 書	7	0	0	0	7
	メール	111	0	4	0	115
	小 計	35,487	29,993	9,367	81,711	156,558

※ レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区 分	所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計
一 般 参 考 部 門	753	5	124	3	885
人 文 科 学 部 門	9,962	137	2,284	39	12,422
社 会 科 学 部 門	2,136	35	330	19	2,520
自 然 科 学 部 門	2,157	23	404	6	2,590
国 際 資 料 部 門	2,692	2	821	150	3,665
国 連 資 料 部 門	234	0	91	80	405
計	17,934	202	4,054	297	22,487

○ 国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
事例登録数	117	104	129	125	110
事例被参照数	284,703	248,545	315,923	253,524	212,402

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム

ケ 郵送貸出サービス（障がい者向け）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
利用回数（回）	1,300	1,038	1,076	955	943
貸出冊数（冊）	2,241	1,916	2,146	2,628	1,770

コ 複写サービス

（単位：枚）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	154,737	148,040	141,344	172,028	249,613
電子（カラー）	2,788	2,426	1,676	1,778	3,875
マイクロフィルム	10,926	14,709	4,876	5,059	9,483
計	168,451	165,175	147,896	178,865	262,971

（3）その他の利用状況

ア マイクロフィルム等閲覧件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
マイクロフィルム	981	567	475	456	1,815
オンラインデータベース	952	689	617	753	1,127
インターネット	1,148	1,090	840	126	5,756

イ 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
利用者数（人）	128	113	132	127	202
複写タイトル数（件）	64	136	396	225	287
【再掲】複写枚数（枚）	746	1,174	3,910	3,289	2,668

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象

ウ ボランティア活動実績

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録者数	49 人	63 人	125 人	46 人	74 人
1日平均活動人員	3.67 人	4.12 人	3.84 人	3.06 人	4.35 人
1回あたりの平均活動時間	1時間51分	1時間49分	1時間50分	2時間3分	1時間45分
総活動時間	1,982時間	2,208時間	1,564時間	1,545時間	2,070時間

(4) 団体貸出

ア 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数
公民館	78	7,656	75	6,811	71	6,733	62	6,697	62	6,415
放課後児童クラブ	132	17,667	130	16,579	129	16,419	129	15,923	129	16,565
集会所等	95	11,924	92	12,378	91	12,276	91	12,480	86	12,144
学校・PTA	85	35,264	83	35,370	82	34,238	79	32,137	79	30,302
高齢者施設等	80	27,195	74	28,611	68	28,378	58	28,129	59	28,120
計	470	99,706	454	99,749	441	98,044	419	95,366	415	93,546

イ 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
東 区	82	82	80	77	77
博多区	42	40	40	39	38
中央区	44	43	42	42	40
南 区	64	61	59	54	53
城南区	44	43	41	35	34
早良区	111	107	104	101	104
西 区	83	78	75	71	69
計	470	454	441	419	415

ウ 団体貸出状況

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
児童	配本冊数	143,740	152,882	158,204	146,138	176,127
	利用冊数	172,491	183,456	189,846	175,465	211,355
一般	配本冊数	27,748	26,623	25,776	23,675	31,021
	利用冊数	33,288	31,941	30,933	29,070	37,218
計	配本冊数	171,488	179,505	183,980	169,813	207,148
	利用冊数	205,779	215,397	220,779	204,535	248,573

(5) 学校図書館支援センター

各学校が学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

ア 支援体制

- (ア) 支援職員：3人（助言等を行う職員1人、専門的な知識を持つ職員2人）
- (イ) 支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00
- (ウ) 支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

イ 支援実績（令和5年度）

(ア) 学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・平成27年4月に「学校図書館支援センターホームページ」を開設し、各種情報を配信中
- ・平成27年6月に「学校図書館支援センターだより」を創刊し、創刊号～第27号までを発行

(イ) 学校図書館を「ひと」の観点から支援

内 容	区 分	令和5年度
学校図書館の運営に関する相談業務	相談業務	88件
学校の要請に応じた訪問指導	要請訪問	12件
学校司書の配置に応じた計画訪問	計画訪問	83件

(ウ) 学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学習支援用図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い、調べ学習の支援を行った。

内 容	令和5年度	
	小学校	中学校
学習支援用図書数	2,614冊/165セット	477冊/47セット
登録校数	143校	42校
貸出校数	59校	3校
貸出回数	151回	6回
貸出冊数	5,256冊	89冊

(エ) 「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し、受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより、それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

内 容	期 日	令和5年度
<p>小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。</p> <p>*令和2年度からは、動画などの講座資料により各小学校で実施。</p>	7月～12月	634人 (認定者数)

(6) 読書行事その他(令和5年度)

ア 読書行事

(ア) 総合図書館

行事名	期日	内容	講師等(敬称略)	回数	延べ参加人数等
ボランティア 読書活動講座	5月17日	読み聞かせの基本	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子	6	156
	5月25日	読み聞かせの実演	福岡おはなしの会会員		
	6月13日・6月21日	読み聞かせの実習	〃		
	6月15日・6月23日	〃	〃		
ストーリー テリングコース	9月20日	ストーリーテリングの基本	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子	6	116
	9月28日	ストーリーテリングの実演	福岡おはなしの会会員		
	11月16日・11月24日	ストーリーテリングの実習	〃		
	11月21日・11月29日	〃	〃		
スキルアップ コース	2月16日	実践スキルの理解を深めるアドバイスと 実演	福岡おはなしの会会員	1	15
おはなし会	4月 第2・3日曜 5月～9月 第2土曜、第3・4日曜 10月 第4土曜、第2・3・4日曜 11月 第1土曜、第2・3・4日曜 12月 第1・2土曜、第2・4日曜 1月 第1土曜、第2・3・4日曜 2月 第1土曜、第2・3・4日曜 3月 第1土曜、第3・4日曜	幼時から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ、おはなし、手遊び、紙芝居等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	69	1,262
赤ちゃん向け おはなし会	9/9、10/28、11/4、1/6、 2/3、2/16、3/2、3/15	0～2歳児と保護者を対象に、わらべうた、絵本の読み聞かせ等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	10	81
絵本月間	12月	さまざまな「おはなし会」、絵本づくり、 工作、絵本展示等	図書館職員 福岡おはなしの会会員 福岡市立福岡女子高等学校児童 童文化部	-	543
小学生読書リーダー 養成講座	7月～12月	小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	講座資料(動画)により 各小学校で実施	-	634 (認定者数)
こども図書館講座	7月13日(月)公開	小学4～6年生を対象に、夏休みの自由研究等にも役立つ図書館を利用した調べ学習に関する動画を制作し、配信。令和5年度は第3回「もっと図書館を知ろう」を配信	図書館職員	-	-
がん情報講演会	11月12日(日)	がんについての情報、予防や検診、医療費などのについての講演会	二尾 愛子 (九州がんセンター)	1	21
起業・経営相談会	4月9日(日)から 3月24日(日)まで	ビジネス支援のひとつとして中小企業診断士による起業・経営相談会を開催	中小企業診断士 (一般社団法人 福岡県 中小企業診断士協会)	71	30
第5回高等学校 ビブリオバトル 福岡県大会	10月29日(日)	県内の高校生が、お気に入りの本を熱く紹介する知的書評合戦	-	1	16校
中高生対象イベント 「大学生と一緒にグローバルとSDGsについて考えよう」	12月3日(日)	大学生のグローバル活動の報告やワークショップ、大学生との交流会を開催 国連ハピタット福岡及び日本国際連合協会福岡県本部との共催事業	国連ハピタット福岡 日本国際連合協会福岡県本部 九州産業大学 西南学院大学 福岡女子大学	1	12(中高生) 6(大学生)

(イ) 分館

分館名	行 事 名	回数	参加 人数	行 事 名	回数	参加 人数
東図書館	ひまわりおはなし会	51	663	ハングル書芸	1	15
	たんぼおはなし会	24	647	百人一首	1	8
	季節の工作ひろば	8	144	夏のわくわくおはなし会	1	51
	司書たちによる語りの会	1	43	こわいおはなし会	1	18
	なみきブックカフェ	6	69	クリスマスおはなし会	1	69
	哲学カフェ「森田真生講演会」	1	36	五感に触れる植物ワークショップ	2	18
	アニバーサリーピブリオバトル	1	55	わらべうたあそび	1	12
	図書館マンスピブリオバトル	1	46	コーヒーのいれ方講座	1	10
	ブックリサイクル	2	-	YA作家トークイベント「作家のいちにち」	1	42
	子ども心を育むワークショップ	2	19	正置友子講演会「生きるための絵本」	1	280
	公共図書館を知る読書会	7	42	大西暢夫トークイベント「和ろうそくはつなぐ」	1	21
	子どもの本楽会『幼い子の文学』を読む	10	107	生き活き講座「脳トレ&ストレッチ」	1	24
	がんについての情報講座	1	31	起業セミナー	4	65
	図書館マイスターになろう	1	11	起業経営相談会	20	22
	東図書館でウォーリーをさがそう！	1	2,500	司書のためのワークショップ交流会	1	16
	絵本に出てくるお菓子教室	1	16	福岡市緑のコーディネーター講座ブッダナッツアレンジメント	1	8
朗読とギターで奏でる物語	1	234	福岡市緑のコーディネーター講座ミモザのリース作り	1	16	
ハングル講座	2	50	歴史講座	1	33	
7人の語り手によるおはなしあれこれ	1	36	ぬいぐるみおとまり会	1	16	
和白図書館	わじろとしょかんおはなし会	46	344	ワジロウぬりえ	1	92
	クリスマスおはなし会	1	14	博物館おでかけワークショップ 勾玉づくり	1	21
	あかちゃんおはなし会	11	175	科学館がやってくる！ 音のひみつ	1	20
	工作教室	3	28	図書館見学	1	95
	子どものための夜のおはなし会	1	20	大人の夜のおはなし会	1	15
	わじろとしょかんなぞときたんけん	1	115	埋蔵文化財センター 講座	1	10
図書館マンスカラフルクイズ	1	10	科学道100 2023 展示	1	-	
博多図書館	どようおはなし会	31	236	音読会	1	8
	あかちゃんおはなし会	11	134	ボードゲーム会	1	10
	なつのおはなし会	1	23	絵本かるた	2	17
	ふゆのおはなし会	1	18	博多図書館ブック市	1	268
	手づくり手芸教室	1	9	大人のための朗読会	1	8
	手づくり教室	10	86	「認知症」コラボ展示	1	-
	夏のスペシャル手づくり教室	1	15	「相続と遺言」コラボ展示	1	-
絵本ビンゴ	1	25				
博多南図書館	どようおはなし会	46	523	YA春のおすすめ 『考えるヒント！』	1	-
	ふゆのおはなし会	1	106	第26回図書館を使った調べる学習賞	1	-
	赤ちゃんおはなし会	11	128	コンクール入賞作品展示		
	星空ウォッチング	1	25	すきな絵本でツリーをかざろう！	1	-
	SDGS関連本展示	3	-	地域の皆様おすすめの本	1	-
YA夏の100冊 展示	1	-	『カラフルな一冊』展			
中央図書館	どようおはなし会	47	283	相続と遺言 展示	1	-
	夏のおはなし会	1	20	大人のための読書会「ヨルドク」	12	71
	絵本月間おはなし会	1	14	大人のための読書会「ヨルドク+」	10	45
	冬のおはなし会	1	57	地震・防災 展示	1	-
	赤ちゃんおはなし会	12	131	図書館の匠展	1	-
南図書館	土ようおはなし会	51	746	みんなで"脳トレ"音読会	2	35
	赤ちゃんおはなし会	10	178	工作教室「ガーランドをつくろう！！」	1	28
	子どもプラザ赤ちゃんおはなし会	3	192	はじめての読み聞かせ講座	1	31
	子どものつどい	1	116	出張おはなし会	1	29
	クリスマスのつどい	1	126	科学館タイアップ展示「ざんねんないきもの事典」	1	-
			法務局タイアップ展示「相続と遺言」	1	-	
			施設見学	3	203	

分館名	行 事 名	回数	参加 人数	行 事 名	回数	参加 人数
城南図書館	どようおはなし会	49	593	ふれあい城南フェスティバルむかしばなしビゴゲーム	1	12
	赤ちゃんおはなし会	12	211	絵本月間読み聞かせ体験	3	3
	秋のおはなし会	1	24	絵本月間「司書が選ぶ100冊の絵本」福袋	1	60
	大きい子おはなし会	2	26			
早良図書館	どようおはなし会	47	326	調べる学習コンクール優秀作品展示	1	-
	だっこしておはなしかい	11	173	教えて あなたの「押し本」	1	10
	どようおはなし会スペシャル	1	45	絵本月間おたのしみ会	1	30
	だっこしておはなしかいスペシャル	1	31	司書のおしごと体験「ひとたな図書館」	1	6
	おうち展（おうちじかに作った作品展）	1	20	がんに関する情報講座	1	31
	ブックリサイクル	1	287	図書館ビンゴ	1	172
	絵本がちや	1	66	法務局コラボ企画「相続と遺言」展示	1	-
	こわいおはなし会	1	18	早良区役所コラボ企画「認知症」展示	1	-
	がいこくごおはなし会	1	18	追悼展示	4	-
	インドネシアDAY!	1	25	（平岩弓枝・西村京太郎・伊集院静・KAN）		
うさ子ちゃん分類ぬりえ配布	1	150	緊急展示「中東問題」	1	-	
早良南図書館	すくすくおはなし会	11	222	バリアフリー映画上映会	1	41
	わくわくおはなし会	12	253	さわらみなみとしょかんのペンキやさん	1	14
	出張おはなし会	9	216	秋の夜長のおはなし会	1	16
	大人のためのおはなし会	3	32	ほん×ピクニック ブクブック	1	13
	「つきよみ」大人のための読書会	9	40	外国語のおはなし会	1	13
	出張ボードゲーム	3	71	文学座俳優による朗読会	1	50
	図書館見学	7	447	2周年記念おはなし会	1	18
	「こどもの読書週間」おはなし会	1	13	さわらみなみとしょかんしたてやさん	1	24
	「こどもの読書週間」工作会	1	12	紙芝居いっぱいおはなし会	1	44
	ほんのーとをつくってみよう!	1	9	本の処方箋	1	50
	「おすすめの本の木（春）」ブックリスト配布	1	-	ぬいぐるみおとまり会	1	8
	おはなしカルタ	1	5	福岡市早良南図書館写真展	1	12
	絵本とピアノの演奏会	1	112	安野光雅原画展	1	-
	こどもの日おはなし会 新聞紙でかぶとを作ろう	1	7	AR・VRゴーグルを使って防災体験をしよう!	1	66
	ランチBOX えらんで、つめて、でかけよう	1	21	ぐりとぐらの帽子を作ろう	2	33
	図書館紙しばいを作ろう	1	9	クリスマスおはなし会	1	34
	電子図書館体験会	1	11	図書館みくじ	1	66
	小学生のためのプログラミング教室	1	8	ブックカバーを作ろう	1	10
	図書館ビンゴ	1	242	冬のおはなし会	1	30
	夏休みこわいおはなし会	1	14	絵本作家谷口智則さん絵本ライブ	1	100
	帰ってきた! ウエズレーの国	1	23	歴史講座 第3回	1	30
	歴史講座 第2回	1	23	大人の塗り絵体験教室	1	18
	レシートロール工作会「ブックスタンドを作ろう!」	1	15	美味しいコーヒーの淹れ方講座	1	10
	図書館でボードゲーム	1	22	ひなまつりおはなし会	1	24
	夏祭りおはなし会	1	37	リサイクルブック市	1	97
	防災ワークショップ	1	10	早良南図書館ボードゲーム体験会	1	31
健康介護講座	1	6	パスファインダー配布	1	-	
おつきみおはなし会	1	32	春休みこわいおはなし会	1	21	
西図書館	どようおはなし会	49	546	どようおはなし会（スペシャル）	2	63
	赤ちゃんおはなし会	12	374	赤ちゃんおはなし会（スペシャル）	1	29
	小学生のためのおはなし会	12	37	小学生のためのおはなし会（スペシャル）	2	17
西部図書館	どようおはなし会	34	537	文化講座（福岡アジア美術館と「水のアジア」展）	1	7
	赤ちゃんおはなし会	10	237	考古学教室（「古代のアクセサリー勾玉をつくろう」）	1	26
	夏のおはなし会	1	14	動物園講座（「遊びにおいでよ! 動物園」）	1	22
	秋のおはなし会	1	19	健康講座（「がん『最新放射線治療』」）	1	17
	西部図書館1日おはなし会			いつまでも元気な足腰でいるための運動講座	3	74
	赤ちゃんおはなし会ねんね組	1	26	「認知症を考える」	1	-
	赤ちゃんおはなし会あんよ組	1	27	（西区 地域保健福祉課とのコラボ展示）		
	ちょこっとおはなし会	1	31	「どうぶつ&いきもののほん」	1	-
	冬のおはなし会	1	20	（科学館「ざんねんないきもの展」とのコラボミニ展示）		
	図書館見学	9	874	「9月は世界アルツハイマー月間」	1	-
			（福祉局 認知症支援課とのコラボミニ展示）			

イ 展示

展示部門	ポピュラー部門			こども図書館
4月	デザインであそぼ	リスクにそなえる		ことばっておもしろい
5月	植物を楽しむ	サザエさんと昭和の暮らし		ことばっておもしろい
6月	宇宙	ちょっとそこまで 気ままなおでかけ		謎
7月	水とともに	大切なものを、つないでいくために ～相続と遺言～	鈴木敏夫氏が選んだ未来に遺したい本	こわい本
8月	便利の仕組み	WHO IS SHINGO	鈴木敏夫氏が選んだ未来に遺したい本	こわい本
9月	もっと、もっと、アジア!	(市役所連携) 認知症・アルツハイマー関連展示	図書館でTRPGをやってみる +あなたの推し本発表会 関連展示	アジア
10月	カラフル図書館 ～百人百色～	福岡市総合図書館 A t o Z		カラフル図書館
11月	おいしいごはんが食べたくて	みんなの税		カラフル図書館
12月	整える。	選挙	年末年始展示	100冊の絵本
1月	整える。	本の福袋	写真集	SDGs
2月	古典文学に親しむ	確定申告特集		SDGs
3月	コミュニケーション	確定申告特集	春、初めてを始める	動物園
通年展示				100年ドラえもん、科学道100冊、お友だちの絵本、復刻版世界の絵本・名著復刻日本児童文学館

展示部門	主題別部門			
	人 文	社 会	自 然	特集展示
4月	「うた」を楽しむ	イギリスを知る	植物	図書館の使い方
5月	アール・ヌーヴォー	伝説と民話	生物多様性	図書館の使い方
6月	音楽家列伝	働くこと	穀物	世界水泳
7月	武道	相続と遺言	リハビリ	図書館を使った 調べる学習コンクール
8月	戦争と平和	観光	水	図書館を使った 調べる学習コンクール
9月	アジアの美	アジアの民俗	アジア情景	中国広州図書館寄贈本展示
10月	あなたの知識に彩りを! 〇〇の本	生活とデザイン	ロボット	研究成果の紹介
11月	不条理文学	税を考える	鉱物	国連と国連寄託図書館
12月	シルクロード	人権	レンズを通して見た世界	国連と国連寄託図書館
1月	シルクロード	人権	レンズを通して見た世界	本の福袋
2月	文房四方	防災	薬	永遠のローマ
3月	文房四方	防災	薬	永遠のローマ
通年展示	がん情報コーナー			

展示部門	国際資料部門	国連寄託図書館	本の森1	本の森2
4月	日本に暮らす	WHO 75周年	モデル児童図書リストの本	SDGs
5月	トルコ共和国建国100周年	生物多様性	モデル児童図書リストの本	霊獣・幻獣・怪獣
6月	ネパール・ベトナムを知ろう	難民について考える	Happy Birthday 総合図書館	—
7月	幽霊、妖怪の世界	世界人口デー	夏休みの本棚	夏休みおたすけカード
8月	平和に暮らす	国際青少年デー	夏休みの本棚	夏休みおたすけカード
9月	アジアの見どころ	気候野心サミット	図書館司書おすすめの本	福岡市在住外国人数
10月	韓国の伝統色 韓国文化と色の秘密	カラフルSDGs	Over12 Under18 10代の君へいろいろな色	本でしりとり ～みんなで本をつなげよう～
11月	日本の文豪	世界トイレデー	オレンジリボンキャンペーン 助けをよぶ声に耳をすませて！	本でしりとり ～みんなで本をつなげよう～
12月	建築の美	国連×人権	児童研究資料の絵本関連	赤ちゃん絵本と動画の紹介
1月	21世紀のノーベル文学賞	国連×人権	本の福袋	国際ラクダ年
2月	世界の民話・神話	SDGs 12 「つくる責任、つかう責任」	博多座2月花形歌舞伎 & 江戸川乱歩	国際ラクダ年
3月	世界の民話・神話	SDGs 12 「つくる責任、つかう責任」	日本文学作品を中国語で楽しむ！	SDGs 11 住み続けられるまちづくりを

(7) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借 (令和5年度)

(単位：冊)

館種 貸借	国立国会図書館	福岡県内				福岡県外	計
		福岡県立	大学	その他	小計		
借入	9	1,473	223	4,902	6,598	674	7,281
貸出	0	157	165	2,898	3,220	329	3,549
計	9	1,630	388	7,800	9,818	1,003	10,830

イ 専門図書館への支援

市議会議員及び研究機関職員等の調査支援のため、市関連の専門図書館への支援を行っている。

(ア) 福岡市議会図書室

(単位：冊)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
貸出	58	22	38	20	32

(イ) 公益財団法人福岡アジア都市研究所・都市政策資料室

(単位：冊)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
貸出	23	6	1	2	-

ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）図書室	公益財団法人博多駅地区土地区画整理記念会館図書室	福岡市科学館
	所在地	福岡市南区高宮3丁目3番1号	福岡市博多区博多駅前4丁目23番9号	福岡市中央区六本松4丁目2番1号
	TEL/FAX	(092)534-7593/534-7595	(092)474-0102/474-0102	(092)731-2525/731-2530
総合・分館の館内検索機の設置		○	○	○
総合図書館ホームページでの蔵書検索		○ (予約や貸出延長等も可能)	×	×
貸出カードの共通化		○ (総合・分館と同じ貸出カード)	×	×
Aの各図書室での返却受付		○	○ (本を総合・分館に送付するのみ)	○
Aの各図書室での予約本の受取		○	×	○
Bの総合・分館での返却受付		○	○ (本を会館図書室に送付するのみ)	×
Bの総合・分館での予約本の受取		○	×	×

エ 広州図書館との図書の交換

福岡市広州市友好都市締結40周年を記念し、令和元年に締結した「福岡市総合図書館と広州図書館の協力と交流に関する覚書」に基づき図書の交換を行っている。

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
寄贈	54	67	61	-	215
受贈	23	20	821	-	-

(8) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間 (営業時間)	5年度 返却冊数	4年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター (定期券うりば)	月曜～金曜 8:00～20:00 土曜 8:00～19:00 日曜・休日 9:00～19:00 休業日 1月1日～1月3日	40,445	38,543	H22年8月	ビデオ、DVD、CD、 カセット、大型絵本及び 他市等の図書館から取り寄 せた貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター (定期券うりば)	月曜～金曜 8:00～19:00 土曜 8:00～18:00 休業日 日・休日及び 1月1日～1月3日	19,445	19,912	H22年8月	同 上
	地下鉄「西新駅」 お客様サービスセンター (定期券うりば)	月曜～金曜 8:00～19:00 土曜 8:00～18:00 休業日 日・休日及び 1月1日～1月3日	9,057	15,625	R5年8月 (※)	同 上
	情報プラザ (福岡市役所本庁舎1階)	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	27,831	28,144	H22年8月	同 上
	木の葉モール橋本 (センターコート1階)	7:00～24:00 年中無休	51,179	51,409	H26年4月	同 上
	九州がんセンター（新館） (時間外受付入口そば設置)	24時間利用可	8,046	6,874	H28年4月	同 上
	早良区入部出張所 (玄関前設置)	24時間利用可 年中無休	4,695	5,017	H24年4月	同 上
	アイランドシティ センターマークスゲート (1階共用通路に設置)	24時間利用可	11,912	10,914	R2年8月	同 上
	ときめきショップ (西鉄薬院駅ビル1階)	月曜・水曜～土曜 10:30～19:00 休業日 火曜・日曜・休日 及び 年末年始	7,028	2,497	H24年4月	ビデオ、DVD、CD、 カセット、大型絵本及び他 市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可 (ただし、窓口にて付録 DVD・CDに限り返却可)
	福岡県立図書館	開館時間中	7,004	6,300	H24年10月	同 上
貸 出	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室 (返却ポストは 施設玄関前に設置)	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 * 毎月第3火曜日と 12/28は 8:30～18:00 休館日 毎月第3火曜日 12月28日～1月3日	17,037	17,382	H27年4月	同 上
	有料宅配サービス	リクエストカード・ 電話受付	32件 (貸出件数)	45件 (貸出件数)	H24年4月	郵送料は利用者負担

※ 令和6年2月28日に閉鎖した「ハートフルショップmomo」の代替として設置

2 文書資料部門

文書資料部門の概要

(1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡ゆかりの文学資料を収集、整理、保存し、閲覧に供することにより、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

(2) 事業概要

ア 公文書等

(ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集・整理、保存、閲覧に供する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索性目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。
- ④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

(イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

(ウ) 市議会議事録類

明治から現在までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に関係する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行い、マイクロフィルムやデジタル画像等を作成して、データベースを公開する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルム・デジタル画像・複製本等により閲覧に供する。

ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。貴重資料はマイクロフィルム等の撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則として複製本等により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧(一部貸出)に供する。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。
文学館資料は事前申請により一部公開。
- ④ 貸出 福岡文学スペースに排架して貸出に供する。
- ⑤ 展示 ギャラリーで文学者の著作、原稿等を展示し観覧に供する。

オ 福岡市文学館事業の運営

図書館を活用した福岡市文学館事業において、企画展・文学講座等を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

レファレンスカウンター4（郷土・特別資料室及び文書資料室）において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
公文書目録 令和6年度版	令和5年度までに収集・整理した公文書(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録をPDFファイルで作成し、図書館ホームページに掲載する。	令和7年3月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の関心を高め、理解を深めるため、文書資料室において展示を実施する。	未定
郷土・特別資料室展示	福岡に関する理解を深めるため、レファレンスカウンター4前において、様々なテーマで郷土資料を紹介する。	通年
古文書資料収蔵品データベースの充実	令和6年度に収集した古文書資料をデータベースに追加すると共に、これまで紙製本で発行してきた古文書資料目録を順次インターネット上に公開する。	令和7年3月
古文書学講座	古文書に初めて接する市民を対象に古文書学の基礎を学ぶ講座を開催する。	未定
研究紀要の発行	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載する。	令和7年3月
定例文学講座	福岡の文学について、市民の関心を高め、理解を深めるため、文学講座を実施する。	令和6年5月～ 令和7年2月 (年5回)

文書資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況（令和6年3月31日現在）

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	24,056冊	53,837点	86,904点	105,921冊	24,770点

※ 郷土資料数は、「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲（逐次刊行物を除く。）

(2) 資料の利用状況（令和5年度）

利用内容	レファレンス	利用案内	閲覧	複写
件数	2,311件	1,232件	116人	88人

※ 閲覧・複写は、文書資料室でのマイクロフィルムの閲覧・複写申請者数

(3) 普及活動（令和5年度）

ア 歴史的公文書展示

月	展示タイトル	来場者数
6月～7月	図書館資料で見る福岡のプール展	プロムナード 通過者片道 約37,000人
12月～1月	「博覧会と共にあゆむ福岡」展	675人

イ 郷土・特別資料室内展示（令和5年度）

月	展示内容	月	展示内容
4月	福岡の茶の湯	10月	黒田家の宝
5月		11月	
6月	福岡かっぱ探訪	12月	災害を知る
7月		1月	
8月		2月	
9月	黒田家の宝	3月	遠の朝廷の文学

ウ 古文書学講座（令和5年度）

期日	時間	内容	講師（敬称略）	参加人数
9月2日（土）	14:00 - 16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館 日比野 利信	延180人
9月9日（土）	14:00 - 16:00	近世	九州大学准教授 岩崎 義則	
9月16日（土）	14:00 - 16:00	中世	九州大学教授 伊藤 幸司	
9月23日（土）	14:00 - 16:00	古代	太宰府市公文書館 重松 敏彦	

エ 文学館事業

(ア) 展示

行事名	期間及び会場	内 容	入場者数
常設展示 「映画化された小説」	令和4年5月14日（土）～ 令和5年5月30日（火） ※企画展期間中を除く。 総合図書館1階ギャラリー	映画の原作となった福岡ゆかりの作家による小説を紹介。小説と映画では、その表現方法の違いから、読者と鑑賞者に与える情報量が異なる。作家と映画監督の表現の違いを比べながら、原作に対する監督の思いにも触れつつ、福岡ゆかりの作家が書いた映画化された小説や映画ポスター等を紹介・展示。	10,412人 〔 4年度 8,934人 5年度 1,478人 〕
トピック展示 「風よ－書簡・作品からみた伊藤野枝」	令和5年8月10日（木）～ 令和5年10月15日（日） 総合図書館1階ギャラリー	明治・大正という激動の時代を強い意志によって自らの人生を切り開こうとした今宿出身の女性運動家・文筆家の伊藤野枝について彼女の人物や作品について知らない人にも分かりやすく紹介。貴重な直筆の書簡や写真、野枝の地元「糸島新聞」で連載された記事など没後100年目の今年、地元福岡から伊藤野枝の実像に迫る企画を構成。	5,287人

(イ) 講座

行事名	期日及び会場	内 容（敬称略）	参加人数
定例文学講座 「ももちはま草紙」第91回	令和5年5月20日（土） 総合図書館3階第2会議室	「写真の記憶－作家・宇野浩二の旅写真が語るもの」 【講師】中山千枝子（展示担当者）	14人
九州大学・福岡市地域連携事業	令和5年9月2日（土） 福岡市役所15階特別会議室	「故郷（ふるさと）の詩（うた）を読む－水辺の風景」 【講師】松枝佳奈 （九州大学大学院比較社会文化研究院講師）	5人
企画展関連講座	令和5年10月1日（日） 総合図書館3階第1会議室	トークイベント「知る・伊藤野枝」 【講師】大内士郎（郷土史家） 下村佳史（糸島新聞社） 神谷優子（展示担当者）	78人

(ウ) 福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」

NO.36（R5.10月）、NO.37（R6.3月）発行

(4) 収集資料 (令和5年度)

ア 寄贈資料

資料群名	点数	内容等
高田茂廣収集資料 (追加分 前田文書 一)	247点	高田茂廣収集資料の追加分であり、生前、高田氏が能古島(現、西区能古)の前田家から譲り受けたもの。江戸時代、能古島は大規模廻船集団「五ヶ浦廻船」の一浦として栄え、前田家も廻船業に従事していた。「五ヶ浦廻船」は、福岡藩の年貢米や幕府・諸藩の物資も扱い、その活動は北海道まで及んでいたという。資料群には系図や「五ヶ浦廻船方記録」を含む。
遠藤栄雅資料(四)	356点	博多堅町下(現、博多区下呉服町)の遠藤家に伝来した資料群であり、平成29年度から公開を始めた遠藤栄雅資料(一)、(二)、(三)の追加分である。本資料群(四)には、「博多財産区会」に関する資料2件97点が含まれる。五代目当主・遠藤甚蔵は、博多財産区貯蓄委員、同会議長などを歴任し、明治37年には「博多財産区備荒貯蓄起原沿革記」をまとめた。
高宮貝島本家資料 (追加分四)	5点	高宮貝島本家資料とは貝島炭鉱の創始者である貝島太助の末弟である嘉蔵家に伝来した資料群であり、平成11年度より順次公開している。本資料はその追加分であり、太助の三男である貝島健次が、明治40年～同42年に欧米を遊学した際に記録した日記である。

イ マイクロフィルム収集資料

資料群名	点数	内容等
益富資料	283点	益富資料とは、平戸藩領の生月島(現、長崎県平戸市生月町)を拠点として鯨組を営んでいた益富家に伝来した資料群である。益富組は福岡藩とも深い関わりを持っていた。当館では、令和3年度より順次公開を行っており、令和5年度には新しく博多商人由岐屋に関わる資料などを公開した。
東長寺文書(五)	539点	東長寺文書は、真言宗別格本山東長寺(福岡市博多区御供所町)が所蔵する古文書群。マイクロフィルム収集資料としてすでに公開している東長寺文書のうち、資料番号A3088からA3107について、改めて1点ごとの調査を行ない、詳細目録を作成した。東長寺は福岡藩主黒田家の菩提寺であることから、明治時代の旧藩主家との交流をうかがえる資料なども含む。

(5) 委員会等 (令和5年度)

①福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会

所管する文書資料収集の適正化を図るため、7名の委員により1回開催

②福岡市文学館資料委員会

福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため、8名の委員により1回開催

③福岡市文学振興事業実行委員会

文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため、6名の委員により1回開催

3 映像資料部門

映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター他で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ アジア映画等の自主上映を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料を用いた公民館等での館外上映や、貸出等の活用事業を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。国立映画アーカイブ（旧：東京国立近代美術館フィルムセンター）に次いで日本では2番目。

F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供とフィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織

[設立] 1938年 [本部] ブリュッセル（ベルギー）

[会員] 80カ国・172施設（令和5年11月F I A F資料）

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

・映像ホール・シネラ(定員246)の運営

・ミニシアター(定員50)の運営

・映像資料の展示

エ 映像資料の活用

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
映像資料収集事業	・アジア映画 ・福岡に関係がある映画作品等 ・その他映画関係資料	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収蔵しているアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分類	企画名	内容	実施時期
特別企画事業	アジア映画祭事業	タイ映画ニューウェーブ！ ブンソン・ナークプー監督を中心に	ブンソン・ナークプー監督の作品を中心としたタイ映画の上映	10月
	シネマテーク事業	生誕100年映画監督・岡本喜八等	収蔵作品以外に企画内容に則した作品をレンタルして上映する。	年数回
	講演会等	アジア映画の巨人・佐藤忠男の出発点探求等	上映企画に合わせた講演会等を開催する。	年数回

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況（令和6年3月31日現在）

ア 映画フィルム(収蔵)
(デジタル含む) 3,381 本

日本映画	1,825
アジア映画	932
その他の外国映画	624

イ 映画フィルム(寄託)
(デジタル含む) 3,731 本

<個人作家の作品、郷土映像等>

ウ 映画関係資料

①ポスター 4,056 タイトル

日本映画	2,242タイトル、
アジア映画	716タイトル、
その他	138タイトル、 外国映画等 960タイトル

②写真 3,890 タイトル

③宣材資料(チラシ等) 3,371 タイトル

ロビーカード	255タイトル、
パンフレット	1,728タイトル、
ちらし・プレス	1,282タイトル、
その他	106タイトル

④その他(技術資料) 12 タイトル

【令和5年度 収集作品】

作 品 名	監 督	国籍 (会社)	製作年	規 格	備考
五月の顔	ダン・ニャット・ミン	ベトナム	1976	デジタル 白黒	寄贈
ジャスミンの花	ダン・ニャット・ミン	ベトナム	2022	デジタル カラー	寄贈
不要な過去たちの発信	プラープダー・ユン	タイ	2019	デジタル カラー	寄贈
急にたどりついてしまう	福間健二	日本	1995	35mm カラー	寄贈
青春伝説序論	福間健二	日本	1969	16mm 白黒	寄贈
オニル・バグチの一日	モルシェドゥル・イスラム	バングラデシュ	2015	デジタル カラー	寄贈
モンゴルの息子 他5作品	l. トラウベルク 他	モンゴル	1936 ～1992	35mm カラー白黒	寄贈

(2) ライブラリーの収集状況 (令和6年3月31日現在)

ア ビデオ/DVD	約5,500
イ CD/カセット	約14,900

(3) 映画上映事業 (令和5年度)

ア 通常上映事業

月	内 容
4月	安住の地を求めて～アジア映画が描くディアスポラ・民族離散～
5月	映画の中の食卓
6月	ドキュメンタリー作家二人展/バングラデシュ映画の世界、実験映画
7月	デジタルで甦る、モフセン・マフマルバフ監督特集
8月	芸術アニメの世界
11月	日本・インドネシア国交樹立65周年記念特集/モンゴル映画特集
12月	中山太郎傑作選/佐藤忠男選・日本映画セレクション
1月	人と自然
2～3月	ヴェルナー・ヘルツォーク初期作品集

イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画 祭事業	ベトナム映画の二人	10月4日(水) ～10月26日(木)	ダン・ニャット・ミン&ヴィエト・リン監督 作品の上映。 作品は、すべて収蔵13本。
シネマテーク 事 業	世界水泳選手権2023 福岡大会開催記念上映会	7月5日(水) ～7月9日(日)	水泳に関連した映画の上映。 作品は収蔵1本、レンタル2本。
	ハチ公生誕100年記念特集	7月26日(水) ～7月30日(日)	ハチ公に関連した作品を上映。 作品はレンタル3本。
	EUフィルムデイズ2023	8月9日(水) ～8月27日(日)	ヨーロッパ各国の選りすぐりの作品を上映。 作品はレンタル25本。
	生誕100年三國連太郎 映画祭	9月6日(水) ～9月24日(日)	三國連太郎出演作品を上映。 作品は収蔵6本、レンタル7本。
	チャン・リュル監督 福岡アジア文化賞受賞 記念上映	9月16日(土)	チャン・リュル監督の作品を上映。 作品はレンタル1本。
	日韓映写技師会議開催 記念上映	10月27日(金) ～10月29日(日)	日韓映写技師会議の開催を記念して上映。 作品は収蔵1本、レンタル2本。
	第30回 福岡映像コンテスト	11月3日(金・祝)	福岡映像協会主催のアマチュア映画のコン テスト。
	水俣曼荼羅上映&講演会	1月20日(土)	水俣曼荼羅の上映。 作品はレンタル1本。
	甦った名画たち チネマ・リトロバート 映画祭	2月1日(木) ～2月25日(日)	国立映画アーカイブとの共催企画。イタリア のチネマ・リトロバート映画祭より復元作品を 18プログラム(45作品)上映。

ウ 講演会等

行 事 名	期 間	内 容
「モフセン・マフマルバフ監督、自作を語る」収蔵記念イベント	7月22日（土）	ショーレ・ゴルバリアン氏（映画プロデューサー）、山口吉則氏（「イラン映画を福岡の宝に」プロジェクト代表）によるトークイベント （観覧者数 38人）
ベトナム映画の二人 オンライン・トークイベント	10月21日（土）	ヴィエト・リン監督によるトークイベント （観覧者数 24人） ダン・ニャット・ミン監督によるトークイベント （観覧者数 54人）
「日韓映写技師ミーティング～映写技師という仕事」シンポジウム	10月28日（土）	キム・ソンウク氏（プログラムディレクター）、神田麻美氏（映写技師）、石井義人氏（映写技師）等によるシンポジウム （観覧者数 86人）
水俣曼荼羅上映会 & 講演会	1月20日（土）	原一男監督による講演会 （観覧者数 97人）

(4) 資料の利用状況（令和5年度）

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
4月	人 1,160	人 28	人 288	人 11	点 2,383	点 92	点 364	点 14
5月	2,417	67	226	9	2,056	86	331	14
6月	1,024	27	212	8	2,102	84	345	14
7月	1,323	32	388	15	2,140	82	350	13
8月	1,353	34	292	12	1,885	75	350	14
9月	3,569	94	366	14	1,906	73	323	12
10月	1,362	34	314	13	1,929	80	313	13
11月	1,333	36	252	10	1,927	77	292	12
12月	2,442	74	310	13	1,801	78	267	12
1月	1,617	51	249	11	1,742	79	268	12
2月	1,375	36	285	12	1,963	82	303	13
3月	314	39	241	11	1,846	88	286	14
計[平均]	19,289	[46]	3,423	[12]	23,680	[81]	3,792	[13]

※ 映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の観覧者1,465人(11日上映)を含む。

(5) 資料の展示(令和5年度)

映像ホールの上映プログラムに併せて、映像ホール前でポスター展示を行う。

(6) 映像資料活用事業(令和5年度)

ア 公民館上映

公民館名	上映月日	上映作品	観客数
別府公民館	5月13日(土)	ジャングル・スクール (インドネシア)	11 人
東光公民館	5月19日(金)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	26 人
西長住公民館	5月24日(水)	ジャングル・スクール (インドネシア)	32 人
春住公民館	6月2日(金)	ジャングル・スクール (インドネシア)	17 人
長住公民館	6月15日(木)	虹の兵士たち (インドネシア)	17 人
柏原公民館	6月21日(水)	私はガンディーを殺していない (インド)	11 人
警固公民館	6月27日(火)	ジャングル・スクール (インドネシア)	13 人
周船寺公民館	7月4日(火)	土曜の午後に (バングラデシュ)	28 人
片江公民館	7月12日(水)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	30 人
小笹公民館	7月13日(木)	私はガンディーを殺していない (インド)	19 人
高宮公民館	7月27日(木)	私はガンディーを殺していない (インド)	15 人
小田部公民館	8月11日(金・祝)	三人姉妹 (インドネシア)	20 人
八田公民館	8月23日(水)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	24 人
三宅公民館	9月14日(木)	夢追いかけて (インドネシア)	27 人
下山門公民館	9月21日(木)	ジャングル・スクール (インドネシア)	19 人
堤公民館	9月27日(水)	ジャングル・スクール (インドネシア)	17 人
今宿公民館	10月5日(木)	ジャングル・スクール (インドネシア)	14 人
花畑公民館	10月19日(木)	ジャングル・スクール (インドネシア)	26 人
城南公民館	10月27日(金)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	25 人
姪浜公民館	11月1日(水)	ジャングル・スクール (インドネシア)	19 人
早良公民館	11月7日(火)	ジャングル・スクール (インドネシア)	25 人
草ヶ江公民館	11月24日(金)	虹の兵士たち (インドネシア)	17 人
野多目公民館	11月28日(火)	ジャングル・スクール (インドネシア)	7 人
塩原公民館	11月29日(水)	夢追いかけて (インドネシア)	14 人
香住丘公民館	12月7日(木)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	11 人
多々良公民館	12月14日(木)	夢追いかけて (インドネシア)	10 人
城原公民館	1月10日(水)	三人姉妹 (インドネシア)	29 人
野多目公民館	1月19日(金)	シヴァランジャニとふたりの女 (インド)	23 人
原西公民館	1月30日(火)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	22 人
奈多公民館	2月9日(金)	三人姉妹 (インドネシア)	31 人
賀茂公民館	2月16日(金)	三人姉妹 (インドネシア)	20 人
壱岐公民館	2月20日(火)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	26 人
愛宕浜公民館	2月22日(木)	三人姉妹 (インドネシア)	26 人
壱岐東公民館	2月27日(火)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	30 人
玄界公民館	3月14日(木)	三人姉妹 (インドネシア)	14 人

計34館 (35回) 総観客数715人 (一館平均20人)

(7) 委員会等 (令和5年度)

①福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会

福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行うため、10名の委員により年1回開催。またプログラム部会を9名の委員で年2回開催。

4 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載。	年1回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／150部
福岡市総合図書館ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設定。	随時更新	
福岡市電子図書館ホームページ	電子書籍の検索・貸出・予約ができるサービスの提供を目的とし、利用案内、各種お知らせなどの項目を設定。	随時更新	
今月の連携展示	情報提供を目的とし、市文化施設などとの連携展示について、元となる展覧会チラシとともに案内。	常設掲示	
展示 インフォメーション	館内各コーナーでの展示の紹介とともに、カレンダーでの当日イベントを案内、また、イベント・講座の参加者募集内容を掲載。	月1回	館内配布／200部 (随時追加)
SNS ・メールマガジン	XやFacebook等のSNSやメールマガジン(月1回程度)を活用し、開館情報、市文化施設などとの連携展示情報、イベント情報や各部門からのお知らせなどを配信。	随時更新	SNS ・メールマガジン登録者
こどもとしゃかん ニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、テーマ別の本や新刊本の紹介、おはなし会等の催しの案内。	年5回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／1,000部
モデル児童図書 リスト	幼児用、小学1・2年生、小学3・4年生、小学5・6年生の各対象別にお薦めの本を紹介。	年1回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／2,800部
レファレンス だより	レファレンスサービスのPRを目的とし、テーマに沿った図書等の紹介、レファレンスカウンターに寄せられた事例を掲載。	年12回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／各250部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施。	毎月	
文学館倶楽部	福岡市文学館の活動のPRを目的とし、文学館のイベントや講座の事業報告やゆかりの文学者の情報、都市圏の文学情報などを紹介。	年2回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、文学館、文学関係者等／各3,000部
福岡市文学館 常設展示解説	1階ギャラリーで開催している福岡市文学館の常設展示のPRのため、展示の内容について紹介。	年1回	総合図書館館内のみ／1,000部
ホームページ 「福岡市文学館」	福岡市文学館の活動および収蔵資料のPRを目的とし、文学館のイベントや講座の情報、収蔵資料データベースを提供。	随時更新	
シネラニュース	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載。	年11回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、定期購読者等／合計8,000部
ホームページ 「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載。	月1回更新	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介。	年6回	福岡市関係施設・機関、福岡県内公共図書館等／各600部
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、毎月15日号にてシネラ上映案内、随時おはなし会・講演会などを掲載。	月2回	福岡市内全世帯
古文書だより	古文書資料に関する情報発信を目的とし、新収蔵資料や収蔵資料に関する話題などを掲載。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館、館内配布等／合計1,500部

5 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／450部

6 総合図書館の市民向け行事（令和5年度）

行 事 名	開催日	内 容	参加組数 人数等
「一人一花運動」 ガーデニング	5月15日（月） 6月11日（日） 6月26日（月） 11月13日（月）	「一人一花運動」の一環として、総合図書館ガーデニングサークル及び指定管理者職員による、イベント広場・駐車場等の花壇・プランター植栽を実施。	各日13名
端午の節句 「こいのぼり装飾」	4月11日（火） ～5月7日（日）	こどもの日にちなみ、エントランスホールを中心に巨大「こいのぼり」を設置。	-
端午の節句 「デコかぶとをつくろう」	5月5日（金）	こどもの日に、来館者が「オリジナルのデコかぶとづくり」を体験。	96名
七夕の節句 「たなばたまつり」	7月1日（土） ～7月9日（日）	7/1、7/2の両日「七夕ミニフレーム飾り」づくりコーナー開催。 左記期間、来館者が色とりどりの短冊に願い事を記入し、エントランスホールに設置した笹竹に吊り下げ。	36組
夏休みわくわく授業 「手作り乾電池教室」	8月6日（日）	午前の部と午後の部の2回にわけて、第1会議室にて開催。 乾電池キットでオリジナル乾電池を親子で作り、乾電池の歴史の講話を通じて環境・リサイクル・防災について学習。	56組
納涼祭	8月20日（日）	エントランスホールにて図書館利用者にひと時の安らぎ空間と時間を提供。 ・福岡市立こども病院応援チャリティーバザー ・中津市山国町物産展 ・フラワーアレンジメント教室 ・ミニ縁日（輪投げコーナー、スーパーボールコーナー） ・ミニコンサート「マンドリンアンサンブル（びあんた）」演奏	-
重陽の節句 「感謝の気持ちを込めて大切な人にメッセージを送ろう」	9月10日（日）	手書きのはがきが減少する中、来館者が塗り絵を完成させ感謝のメッセージを書き上げたはがきを、後日投函。	51組
ハロウィン装飾	10月4日（水） ～10月29日（日）	総合案内、こども図書館にハロウィンを装飾。	-
第5回高等学校 ビブリオバトル福岡県大会	10月29日（日）	高校生が5分間の持ち時間でお気に入りの本を紹介し、観戦者が一番読みたいと感じた本「チャンプ本」を決定する書評ゲームを実施。 ・チャンプ本：「プロジェクト・ヘイル・メアリー」筑前高等学校	16校
一箱古本市	11月5日（日）	みかん箱サイズの箱ひとつ程度の古本を参加者が持ち寄り、楽しい交流の中で古本を販売するフリーマーケットをエントランスホールにて開催。	8組
秋の収穫祭	11月23日 （木、祝日）	図書館を利用したことがない方への来館する動機付けともなるよう、図書館利用者に楽しめる場所・時間を提供。 ・福岡市立こども病院応援チャリティーバザー ・八女「道の駅たちばな」出店による秋の味覚フェア ・八女ほうじ茶づくり、玉露しずく茶体験 ・ミニコンサート「あくたリコーダーアンサンブル」演奏	-
冬のイルミネーション	12月1日（金） ～2月29日（木）	来館者を始めシーサイドももち地区の散策者が楽しめるよう、総合図書館周囲の植栽等に、LEDイルミネーション（照明約10,000個）の装飾。	-
クリスマスツリー装飾 & チャリティーオーナメント	12月1日（金） ～12月24日（日）	クリスマスの雰囲気が盛り上がるように、エントランスホールに大きなツリーを設置。 併設してチャリティーオーナメントを実施し、指定管理者手製のしおり395枚を提供。	-
冬フェスタ 「毛糸のポンポンでクリスマスリースをつくろう」	12月9日（土） 12月10日（日）	あらかじめ準備した毛糸のポンポンで、来館者がオリジナルのクリスマスリースづくりを体験。	36組
人日の節句 「干支しおりづくり」	1月14日（日）	今年の干支「龍」のパーツを参加者自身がデザインを考え、「干支のしおり」づくりを体験。	137名
桃の節句 「ひな祭り」	2月18日（日） ～3月3日（日）	2/18に来館者が「オリジナルのつるしわざり」づくりを体験。 ひな祭りにちなみ、エントランスホールに「ひな壇飾り」や「顔出しパネル」を設置。	30組

* 「参加組数人数等」の「-」はオープン参加

7 九州国連寄託図書館



(1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、令和6年4月1日現在、世界の136の国と地域に349か所あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

(2) 九州国連寄託図書館（Kyushu United Nations Depository Library）

ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

イ 資料概要（令和6年4月1日現在）

(ア) 内容

- ・主要機関の公式記録 Official Records
 - 総会 General Assembly
 - 経済社会理事会 Economic and Social Council
 - 安全保障理事会 Security Council
 - 信託統治理事会 Trusteeship Council

- ・国連市販刊行物 Sales Publications
- ・国連条約集 UN Treaty Series
- ・逐次刊行物（雑誌、ニューズレター等）
- ・ドキュメント（会議などで資料として配布するもの、議事録、報告書）
- ・専門機関刊行物（ユネスコ、WHO、ILO、FAO等）
- ・関連諸機関刊行物（ユニセフ、ハビタット、国連難民高等弁務官事務所等）

(イ) 蔵書数 図書 37,137冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

ウ 刊行物（令和5年度）

- ・クンドルニュース 第135号（令和5年5月）～第140号（令和6年3月）の発行
令和5年度に取り上げたテーマは、WHO75周年、世界人口デー、偽情報への対処と国連、世界人権宣言75周年、国連の気候キャンペーン「1.5°Cの約束」等。

また、国際年や国連で採択された国際的な特別日（国際デー）を紹介する等国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行した。

エ 国連イベント（令和5年度）

- ・中高校生を対象とした国連イベント

「大学生と一緒にグローバルとSDGsについて考えよう！～Your Action for Your Future～」

国連の活動について周知を図るとともに、進学先や就職先の選択にとどまらない人生の選択肢に関して刺激を受ける場を提供することを目的とし、グローバルな活動やSDGsに興味がある高校生を対象として、国連ハビタット福岡、日本国際連合協会福岡県本部と協力して開催した。

日時：令和5年12月3日（日）13:00～16:30

会場：総合図書館 第1会議室

参加者：中学生1名・高校生11名、大学生スタッフ6名

オ SDGs・国際年関連書籍の展示

①令和5年4月1日（土）～4月30日（日） ②令和6年1月5日（金）～2月29日（木）

③令和6年3月1日（金）～3月31日（日）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、貧困や不平等・格差、気候変動等様々な問題を根本的に解決することを目指す世界共通の17の目標であり、2015年の国連総会で合意された。

総合図書館では、SDGsについて市民によく知ってもらうために国連寄託図書館で収集している関連書籍を展示した。

また、国連が1年を通して取り組みを促す国際年の周知を目的とした展示を行った。

8 福岡市立点字図書館

点字図書・デージー(※1)図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

(1) 業務内容

ア 貸出事業

点字図書、デージー図書(CD)、また新聞や刊行物等を整備し、利用者に郵送等にて貸出する。

イ 1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や聴読、視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、拡大読書器による一般図書資料の閲覧を提供する。

ウ サービス事業

(ア) 対面朗読

総合図書館の資料、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

(イ) オンライン・リーディング(令和3年4月1日より実施)

図書・雑誌・資料等をオンラインで朗読を行う。

(ウ) ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

(エ) プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音訳を行う。

(オ) 肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がい者または重度の上肢障がい者に対して、録音図書の貸出を行う。

(カ) 情報機器支援サービス

サピエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作や視覚障がい者用情報機器の利用を支援する。

(キ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。

エ 専属ボランティアの支援、育成

点訳・音訳・テキストデージー製作・対面朗読の各ボランティアの養成講習及びスキルアップ講習会の開催、点字・デージー図書や雑誌の製作支援を行っている。

オ 点字図書館だより

新規製作図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

※1 デイジーとは、DAISY(Digital Accessible Information SYstemの略)

デジタル録音図書の国際標準規格

※2 サピエとは、視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、

さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

(2) 運営組織（一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会）

職員構成（14名）

館長 1名
常勤職員 6名（校正員・貸出閲覧員・点訳指導員・音訳指導員）※司書資格4名
非常勤職員 6名 ※司書資格1名

(3) 運営状況（令和4年度 利用実績）

ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,836	21,402
デジタル図書	6,842	6,877
テキストデジタル図書	35	35
シネマデジタル図書	10	10
合計	13,723	28,324

イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	323	1,058
デジタル図書	13,701	13,747
合計	14,024	14,805

ウ 登録者数 1,012人

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数（一般）	3,748人
閲覧室利用者数（視覚）	501人
対面朗読利用者数	80人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	43人
プライベートサービス	25人
ファックス代読サービス	1人

9 福岡市総合図書館運営審議会等

(1) 福岡市総合図書館運営審議会（令和6年7月9日現在）

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設置年月日	平成8年4月1日			
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項			
任期	2年：令和6年7月9日～令和8年7月8日			
構成員・名簿	〈学校教育関係者〉	木下 博子	森 正隆	星子 奈美
	〈社会教育関係者〉	倚松 満	貞包 俊晴	上村 篤子
	〈家庭教育関係者〉	白川 義人		
	〈読書活動団体関係者〉	西 聡子		
	〈学識経験者〉	矢崎 美香 脇山 真治	白根 恵子	藤村 興晴
	〈本市の住民〉	田中 優	藤 政江	

令和5年度の活動実績

- 福岡市総合図書館運営審議会：2回開催
- 令和5年10月12日：第1回運営審議会
- 令和6年3月27日：第2回運営審議会

(2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・設置目的：福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評価について意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年5月12日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
- ・任期5年：令和2年6月10日～令和7年6月9日
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和5年度）

(3) 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議

- ・設置目的：福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年6月3日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱
- ・任期2年：令和5年8月1日～令和7年7月31日（5年度改選）
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和5年度）

V. 条例、関係規則等

1 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

最終改正 令和3年3月29日条例第51号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

第2条 総合図書館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づく図書館として、図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

(2) 本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像、音声等を記録した媒体（以下「映画フィルム等」という。）及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料（以下「映像資料」と総称する。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

(3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、郷土資料、文学資料その他必要な資料（以下「文書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

(4) 図書資料、映像資料及び文書資料（以下「図書資料等」という。）の利用のための相談に応じること。

(5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催し、及びその奨励を行うこと。

(7) 施設の利用に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

第3条 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

第4条 総合図書館が主催して映像ホールで映画フィルム等を上映する場合は、観覧する者から、別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

第5条 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等のため総合図書館の施設（映像ホール及び会議室に限る。）を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は、総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合図書館の利用を拒み、又は前条の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

(1) 利用者（利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。）が総合図書館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは総合図書館の施設、附属設備若しくは図書資料等を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料（以下「観覧料等」という。）は、前納とする。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、付属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、付属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第17条 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(映画フィルム等の貸与)

第17条の2 教育委員会は、映像文化の普及及び振興を図るため、総合図書館が収蔵する映画フィルム等を有償で貸与することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館（分館を除く。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条第1項に規定する利用の許可（会議室に係るものに限る。）に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務

(5) 第9条に規定する特別な設備の設置（会議室に係るものに限る。）に関する業務

(6) 第10条に規定する使用料の徴収（会議室に係るものに限る。）に関する業務

(7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務

(8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可（映像資料及び文書資料に係るものを除く。）

- 及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- (9) 第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務
- (10) 総合図書館の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務
- (2) 第2条第1号（市民の利用に供すること（教育委員会が定める図書資料にあっては、返却に係るものに限る。）に限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
- (3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
（指定管理者の指定）

第19条 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準
（指定等の告示）

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
（指定の取消し等）

第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるとき。
- 2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。
（管理の基準）

第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。
（指定管理者の原状回復義務等）

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、付属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別な事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、付属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
（指定管理者に関する読替え）

第24条 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

（総合図書館運営審議会）

第25条 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始）

（福岡市民図書館条例の廃止）

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行）

附 則（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行）

附 則（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第9号により平成22年7月20日から開始）

附 則（平成26年3月27日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第59号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は公布の日から、別表第1

福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成27年教委規則第14号により別表第1 福岡市東図書館の項の改正規定は、平成28年6月4日から施行)

附 則 (令和2年3月26日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(供用開始日)
- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

(令和3年教委規則第20号により令和3年11月6日から開始)

附 則 (令和3年3月29日条例第51号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

名称	位置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第2

映像ホール上映観覧料

区分	金額		
	個人	20人以上の団体	
通常上映観覧	一般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特別上映観覧	1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 1 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映画フィルム等の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映画フィルム等の観覧をいう。
- 2 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3

1 映像ホール使用料

区分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映像 ホール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	円 2,350	円 5,100	円 5,100	円 7,200	円 9,150	円 10,900
第2会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 1 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 2 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

2 福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年3月28日教育委員会規則第5号）

最終改正 令和5年3月30日教規則第17号

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

管理調整係

読書活動支援係

図書資料係

文学・映像課

文書資料係

古文書係

映像係

文化資料活用係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

（分掌事務）

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

（1）総合図書館内の連絡調整に関すること。

（2）総合図書館の維持管理に関すること。

（3）総合図書館の利用その他便宜供与に関すること。

（4）他の課及び分館の主管に属しないこと。

図書サービス課（分館を除く。）

（1）図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。

（2）図書資料の調査及び相談に関すること。

（3）図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

（4）九州国連寄託図書館の運営に関すること。

（5）他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関すること。

（6）読書普及事業に関すること。

（7）ビデオライブラリーの運営に関すること。

文学・映像課

（1）郷土の文学等に関する資料（以下「文学資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。

（2）本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。

（3）文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関すること。

（4）文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

（5）本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像、音声等を記録した媒体（以下「映画フィルム等」という。）及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料（以下「映像資料」と総称する。）の収集、整理、保存及び活用に関すること。

（6）映像ホール及びミニシアターの運営に関すること。

（7）映像資料の調査研究に関すること。

（8）映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）図書資料の選定及び利用に関すること。

（2）市民センター等との連絡調整に関すること。

（3）読書普及事業に関すること。

（職員）

第4条 総合図書館に館長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。

- 3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。
- 4 館長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。
(職務権限の代行)

第5条 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により館長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは、館長の職務権限は教育次長が、課長の職務権限は館長が行う。
- 4 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。

(開館時間)

第6条 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（日曜及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）については、午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、東図書館及び早良南図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 総合図書館（東図書館及び早良南図書館を除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
- (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

2 東図書館及び早良南図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで
- (3) 図書資料等の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

第8条 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第9条 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用の取り止め)

第10条 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

第11条 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

第12条 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利

用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

第13条 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間(以下「超過時間」という。)に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額(正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額)

(2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額

(付属設備の使用料)

第14条 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

第15条 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

第16条 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造(以下「撮影等」という。)の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書(様式第4号)により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書(様式第5号)を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

(1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。

(2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他撮影等を行うことが不適当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

第17条 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第18条 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

第19条 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額

(2) 許可利用者が利用日の10日前(映像ホールについては1月前)までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額

(3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき(映像ホールを除く。) 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)(介護者(障がい者1人につき1人までとする。))が同伴している場合にあっては、その介護者を含む。以下同じ。))が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(3) 障がい者が特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額

(4) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

2 前項第1号又は第5号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書(様式第6号)により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。

(1) 第1項第2号又は第3号の規定により減免を受ける場合 療育手帳等

(2) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 本市が発行するシルバー手帳又は官公署が発行

する証明書等（本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。）

（使用料の減免）

第21条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
- (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
- (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
- (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料（付属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額
- (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

（入館者及び許可利用者の心得）

第22条 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、付属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
- (8) 総合図書館の施設、付属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

（利用後の点検）

第23条 許可利用者は、総合図書館の施設、付属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

（図書資料等の貸出対象者）

第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等（映像資料を除く。以下この条から第28条まで及び第30条において同じ。）（電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。）を除く。）の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内に居住し、勤務し、又は在学する者は、電子書籍の個人貸出を受けることができる。

4 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料（電子書籍を除く。）の団体貸出を受けることができる。

（登録手続）

第25条 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあっては図書貸出登録申込書を、団体にあっては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあっては貸出カードを、団体にあっては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

（貸出の手続）

第26条 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあっては貸出カードを、団体にあっては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。
(貸出の制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
 - (2) 文書資料
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの
- (貸出冊数及び期間)

第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたとときの貸出期間は、この限りでない。

- (1) 図書資料(電子書籍、ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。)の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
 - (2) 電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
 - (3) コンパクトディスク及びカセットブックの貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
 - (4) ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクの貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- 2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。
(図書資料の管理)

第29条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

第30条 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

第31条 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

第32条 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

第33条 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

第34条 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

第35条 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

第36条 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 指定の予定期間
 - (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
 - (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
 - (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
 - (6) 例第19条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項
- (指定の申請)

第37条 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書(様式第8号)を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
 - (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
 - (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
 - (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
 - (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
- 3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないとすることができる。
- (指定の期間)

第38条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第39条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第9号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第40条 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
 - (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
 - (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第41条 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
 - (2) 管理に係る経費等の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの
- 2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。
- (指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設 教育長	施設（会議室に限る。） 指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 （1）映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額） （2）会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額	1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

(審議会の委員の委嘱)

第43条 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

第46条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則(平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則(平成12年3月30日教規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日教規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日教規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期間は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

附 則(平成14年7月29日教規則第15号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日教規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日教規則第8号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年1月13日教規則第1号)

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成17年3月24日教規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年7月14日教規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成18年10月30日教規則第9号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日教規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日教規則第10号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

- 附 則** (平成19年12月20日教規則第11号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則** (平成21年11月30日教規則第12号)
この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 附 則** (平成23年3月31日教規則第4号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則** (平成24年3月29日教規則第7号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則** (平成24年7月9日教規則第11号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成26年3月20日教規則第1号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則** (平成27年6月4日教規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日教規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定及び第7条の改正規定は、平成28年6月4日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日教規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月25日教規則第13号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日教規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日教規則第1号)

この規則は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日教規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日教規則第17号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

付属設備使用料

種別	区別	単位	金額
照明設備	ピンスポットライト	1台	310円
	ホリゾンライト	1式	1,000円
音響設備	拡声装置	1式	2,530円
	ステージスピーカー	1対	1,000円
	コンデンサマイク	1本	800円
	ダイナミックマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	CDプレーヤー	1台	800円
	カセットデッキ	1台	1,670円
	オープンデッキ	1台	2,300円
	同時通訳装置	1式	6,300円
	舞台設備	演台	1台
バトン		1本	730円

映写設備	35ミリ映写機	1台	6,050円
	16ミリ映写機	1台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1台	2,530円
	ビデオデッキ	1台	2,000円
	LDプレーヤー	1台	2,000円
	スライドプロジェクター	1台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,670円
	スクリーン	1張	1,670円

備考

- この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2

複写手数料

区分		単位	金額
モノクローム	A 3、A 4、B 4 及び B 5	1枚につき	10円
カラー	A 3		80円
	A 4、B 4 及び B 5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

別表第3

撮影等手数料

区分			金額	
撮影	モノクローム	A	1点1回につき	220円
		B	1点1回につき	1,650円
	カラー	A	1点1回につき	440円
		B	1点1回につき	2,200円
模写・模造			1点1回につき	1,650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)

3 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 令和5年12月13日法律第86号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
 - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第13条第1項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第15条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

4 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。))

(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(以下省略)

5 著作権法(抜粋) (昭和45年5月6日法律第48号)

最終改正 令和6年6月19日法律第55号

(頒布権)

第26条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第104条の10の4第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第6項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。))その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合におい

て、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

6 著作権法施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 令和6年7月12日政令第246号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第2条第1項の図書館

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

二 図書館法第2条第1項の図書館

7 公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号）

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

（目的）

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

（以下省略）

8 博物館法（抜粋）（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正 令和4年4月15日法律第24号

（目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第1項第3号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第1項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（入館料等）

第26条 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

9 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10 文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

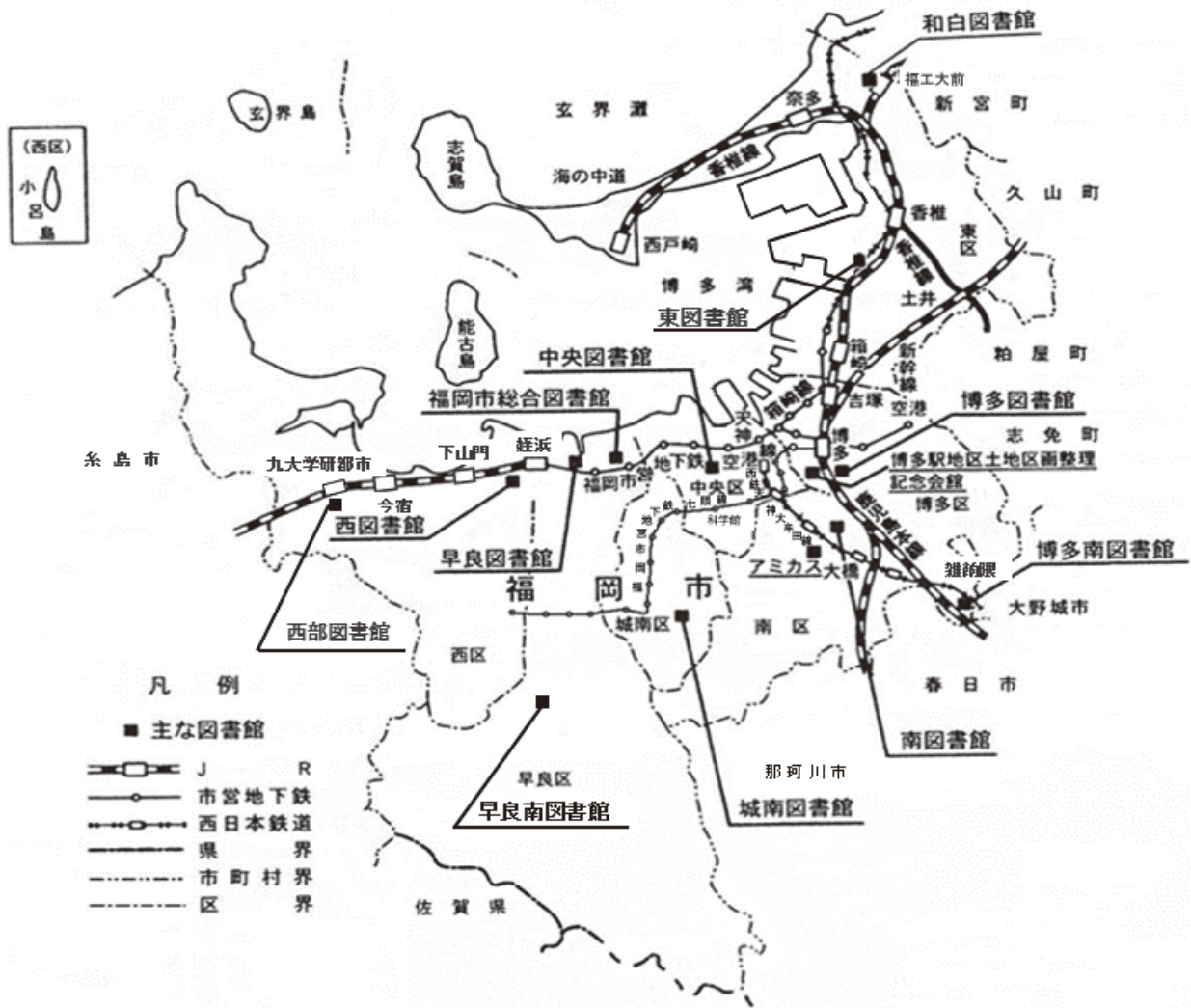
第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

VI. 福岡市勢概要

1 図書施設配置図



2 面積、人口、世帯数

令和6年4月1日現在

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (参考)
全市	343.47	1,645,863	877,520
東区	69.46	333,468	167,322
博多区	31.62	259,657	164,301
中央区	15.39	212,537	135,099
南区	30.98	269,805	134,873
城南区	15.99	133,586	69,705
早良区	95.87	224,080	106,011
西区	84.16	212,730	100,209

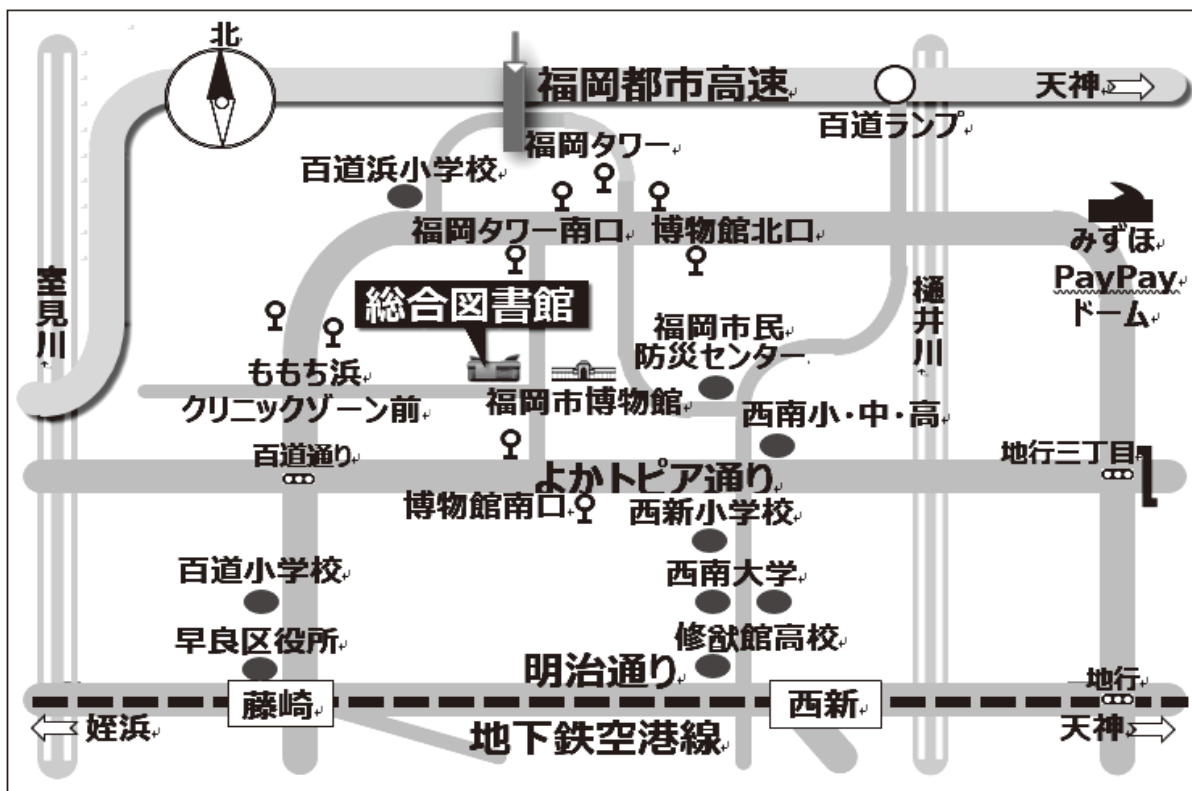
注(1) 面積は、国土地理院の令和6年1月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

(2) 人口は、令和2年国勢調査結果(確定値)を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した人口

(3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数

—福岡市統計調査課「福岡市推計人口」より—

◇ 位置図



◇ 交通アクセス

市営地下鉄

空港線 西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

西鉄バス

〈博多駅から〉約30分・・・306、312番

乗車 博多バスターミナル1F 5・6のりば
下車 福岡タワー南口 から徒歩3分

〈天神から〉約20分・・・300、302、333、W1番

乗車 天神高速バスターミナル前(1)
下車 福岡タワー(TNC放送会館)【W1の一部】
福岡タワー南口【302、W1の一部】
博物館南口【300、333】

} から徒歩3分

〈西新から〉約10分・・・10、15、54-1、94番

乗車 西新駅(旧:西新パレス)
下車 福岡タワー(TNC放送会館) から徒歩3分

〈藤崎から〉約7分・・・1、1-5、2-9、306、W1番

乗車 藤崎バスターミナル1のりば
下車 福岡タワー南口 から徒歩3分

福岡市総合図書館新ビジョン

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色を生かした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・ 策定年月：平成26年6月
- ・ 計画期間：平成26年度～令和7年度（12年間）

※当初は令和5年度までの期間としていたが、上位計画である

「第9次福岡市基本計画」が2年間延長され、令和6年度に新たな基本計画が策定されること等を考慮し、令和7年度までの2年間新ビジョンに基づく取組を継続することとした。

- ・ 平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・ 重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

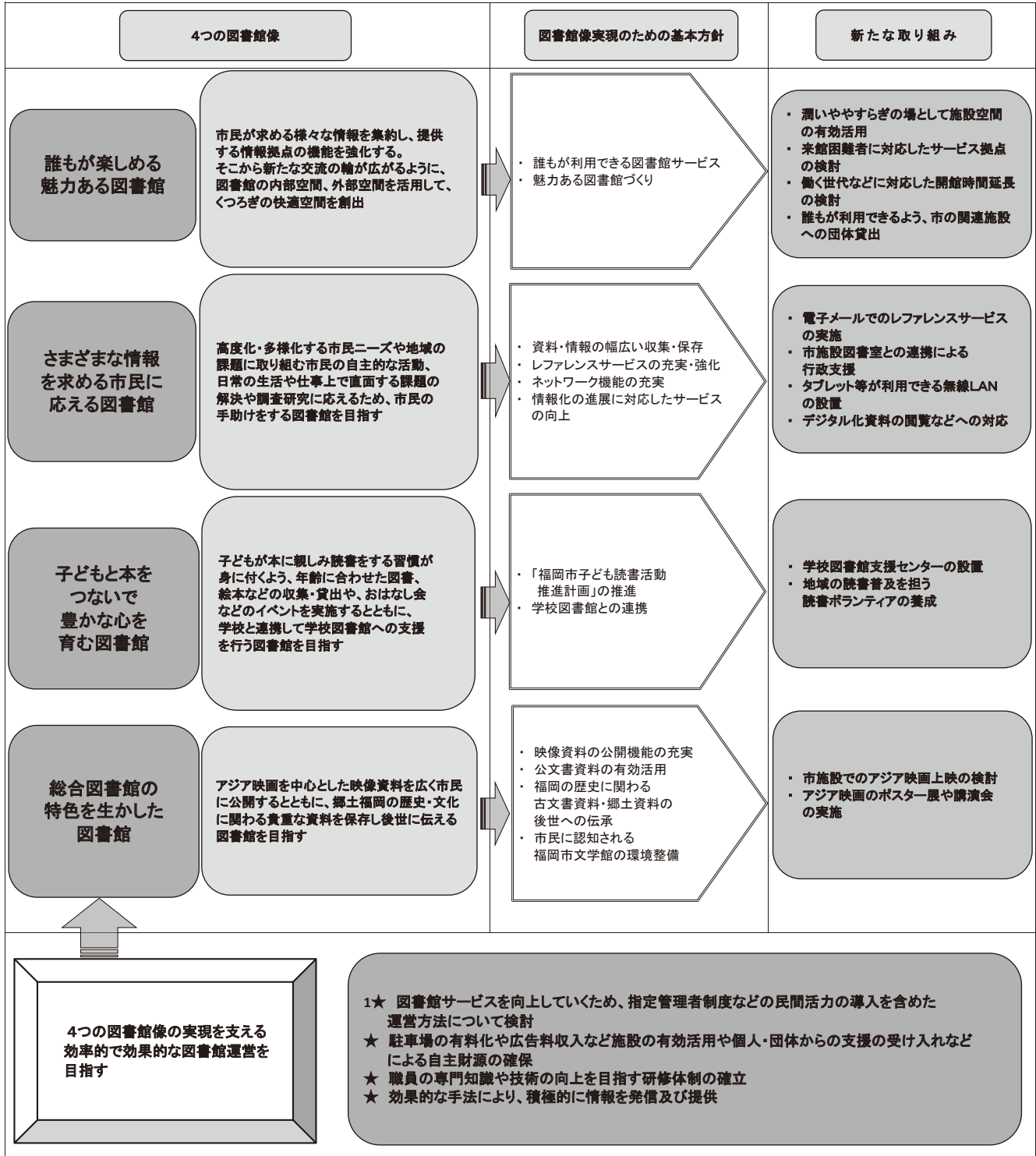
福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す





毎月23日は福岡市子どもと本の日です

令和6年度 図書館要覧

令和6年9月発行

編集・発行 福岡市総合図書館

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号

TEL 092 - 852 - 0600 (代表)

FAX 092 - 852 - 0609

<http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>

印刷 松古堂印刷株式会社

R100
古紙配合率100%再生
紙を使用しています